

障害者グループホーム 開設マニュアル

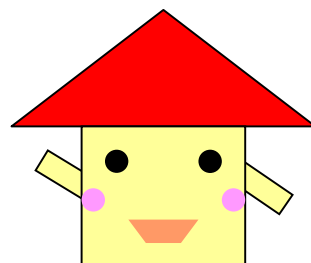
発行：千葉県障害者グループホーム等
支援事業連絡協議会



令和3年度版

この開設マニュアルは、千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会が作成しております。障害者グループホームの概要から開設手順等を分かりやすく掲載することで、グループホームの量的拡充を目的として作りました。

また、このマニュアルは令和2年7月1日現在の法制度を基に作成しております。当資料を参考にするにあたって不明な点も出てくると思いますので、この資料を参考にする場合は必ずお近くの障害者グループホーム等支援ワーカーに御相談下さい。



-目次-

I. グループホームとは	1
1. グループホームとは？	
2. 根拠となる法制度について	
3. 業務内容について	
II. サービスの概要	2
1. グループホームの概要について	
2. サテライト型住居の概要について	
III. 指定申請と指定基準	4
1. 指定障害福祉サービス事業所の指定申請	
2. グループホームの指定基準について	
3. 建築基準法における注意点	
4. 消防法における基準について	
IV. 収支の見込みと資金計画	17
1. 報酬のしくみ	
2. 家賃に対する補助	
3. 収支の見込み	
4. 資金計画	
補足事項	22
1. 国費単価表	
2. 地域区分別単位数単価表	
3. 指定申請に必要な書類一覧	
4. グループホーム開設までの具体的な流れ	
5. 用語解説	
〈参考〉福祉・介護職員処遇改善加算について	
6. サービス管理責任者の要件となる実務経験について	

I. グループホームとは



1. グループホームとは？

一口に「グループホーム」と言っても、どのような人がどのような場所でどのように暮らすものなのか、なかなかイメージが浮かびません。グループホームとは、制度の名前であり、事業の種類であり、建物の種類であり、ライフスタイルでもあります。そのようなグループホームという言葉は日本グループホーム学会では下記のように言われています。

グループホームは、まちの中で、ふつうに暮らしたいという障害のある人の思いからつくられてきた制度です。

グループホームは、入居者の家であり、生活の場です。集団生活の場ではありません。あくまでも入居者一人ひとりの暮らしが原点です。入居者一人ひとりが自分の考えを出しながら、自分の生活をつくっていくところです。入居者を指導したり、訓練する場ではありません。元気なときも元気がないときも、得意なことも苦手なことも、入居者のありのままの姿が出せる「暮らしの場」です。

抜粋：日本グループホーム学会『グループホーム設置・運営マニュアル』

2. 根拠となる法制度について

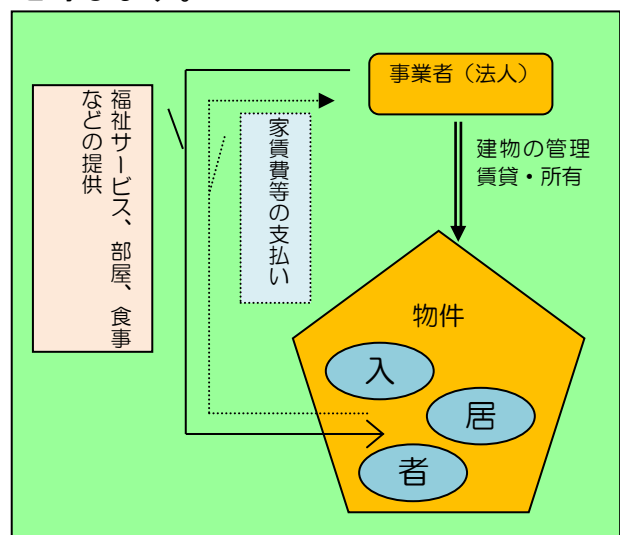
知的に、心に、身体に、障害を持った方々が生活のしづらさの度合いに応じて、必要な支援を受けながらその人らしい生活を送ることを目指した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下：障害者総合支援法）が根拠となっています。グループホームはその制度の障害福祉サービスの一つの事業で、実際に住むご本人にとって必要とされる支援は様々ですが、その支援の提供方法により「介護サービス包括型指定共同生活援助」「外部サービス利用型指定共同生活援助」「日中サービス支援型」とに分かれます。この資料では、この3つを障害者が生活する場という広義の意味としてグループホームと呼びます。

3. 事業内容について

障害者が住むグループホームは、先に述べた障害福祉サービスの事業となります。この事業は、社会福祉法人・NPO法人・医療法人・営利法人（株式会社等）など法人格をもった組織が、千葉県知事の指定を受けてはじめて運営が開始されます。

運営法人（以下、事業者）がグループホームの入居者を募り、事業者が入居者と契約を交わし、その契約の上で入居者は家賃や食費などを事業者に支払います。

つまり複数で住居を共にするものの、個人で不動産契約を結ぶルームシェアではなく、物件を管理する事業者が介入し入居者を募集するシェアハウスや下宿屋のようなスタイルになります。



【グループホーム事業の仕組み】

Ⅱ. サービスの概要



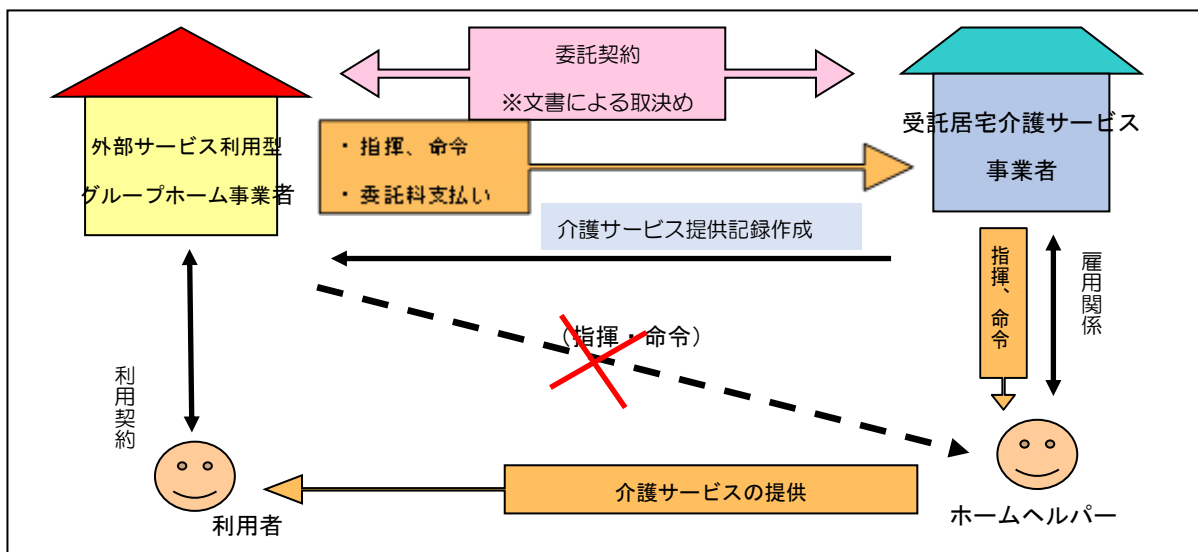
1. グループホームの概要について

グループホームについては、障害者総合支援法において障害福祉サービスとされています(障害者総合支援法第5条第17項)ので、千葉県知事の指定を受けることが必要となります。また、それぞれのサービス内容は、表1のように規定されています。

【表1：グループホーム制度の概要】

項目	介護サービス包括型指定 共同生活援助	外部サービス利用型指定 共同生活援助	日中サービス支援型指定 共同生活援助
給付	訓練等給付		
利用者	障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や、相談等の日常生活上の支援を必要とする者。 (身体障害者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者)		主な対象として、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者 (日によって利用することができない障害者を含む)
障害支援区分	定めなし		
サービスの内容	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、当該事業所のスタッフにより、 ・利用者に対する相談援助、 ・入浴、排せつ及び食事の介護、 ・健康管理、金銭の管理に係わる支援、 ・余暇活動の支援、緊急時の対応、 ・就労先その他の関係機関との連絡調整 ・その他日常生活を営む上で必要な支援を行う。	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、当該事業所のスタッフにより、 ・利用者に対する相談援助、 ・健康管理、金銭の管理に係わる支援、 ・余暇活動の支援、緊急時の対応、 ・就労先その他の関係機関との連絡調整 ・その他日常生活を営む上で必要な支援を行う。 また、入浴、排せつ及び食事等の介護について、居宅介護サービス事業者への委託により行う。	1日を通じて共同生活を営むべき住居において、当該事業所のスタッフにより、 ・利用者に対する相談援助 ・入浴、排泄及び食事の介護 ・余暇活動の支援、緊急時の対応 ・日中活動サービス事業所その関係機関との連絡調整 ・その他日常生活を営む上で必要な支援を行う。
利用期限	期限の定めなし		
食事	事業者が提供(任意)		
夜間体制	特に規定はなし(利用者において必要な場合は夜間体制を評価する加算あり)		夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者(宿直勤務を除く)を一人以上配置

【外部サービス利用型グループホームの仕組み】



2. サテライト型住居の概要について

サテライト型住居は、共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携を前提とし、創設されました。将来的な単身生活への移行やステップアップをねらいとしており、原則3年の利用期限が設けられていることも大きな特徴です。

【表2：サテライト型住居の概要】

項目	サテライト型住居
給付	訓練等給付
障害支援区分	定めなし
サービスの内容	共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回（※）等により、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 ※原則として1日複数回の訪問を行なうことを想定しているが、訪問回数や訪問時間等については、利用者との合意の下に決定すること。サテライト型入居者が本体住居で過ごす時間や心身の状況に応じて、訪問が無い日があることを必ずしも妨げるものではない。
利用期限	原則3年
食事	本体住居における食事/利用者の自炊どちらも可能 利用者との合意の下に決定
夜間体制	特に規定はなし

Ⅲ. 指定申請と指定基準について



1. 指定障害福祉サービス事業者の指定申請

法に定める障害福祉サービスを提供し、介護給付や訓練等給付の支給対象となる事業所については、千葉県知事の指定が必要となります。事業所の所在地が千葉県内(千葉市、船橋市、柏市及び我孫子市は除く)の場合、千葉県知事の指定を受ける必要があります。

事業者の指定申請は、障害福祉サービスの種類及び事業所ごとに必要となります。申請に必要な書類は、表3の通りです。指定日は、原則として毎月15日までに受け付けた場合(修正等が必要ない場合)、翌月1日となります。

事前相談、指定申請 受付日	土、日、祝日等、閉庁日を除く毎日 9時～17時まで
受付場所	健康福祉部 障害福祉事業課 事業支援班 (千葉県庁 本庁舎 12階)

※電話予約(043-223-2308)の上、ご来庁ください。

【表3：申請に必要な書類(補足事項P27参照)】

- ・申請書(所定の様式)
- ・運営規定
- ・開設するグループホームの平面図等
- ・職員の勤務体制
- ・財産目録または決算書
- ・事業計画と収支予算書(グループホーム事業に関する部分のみで可)
- ・就業規則、損害保険証書の写し
- ・事業者の定款
- ・協力医療機関との契約内容がわかる書類
- ・管理者、サービス管理責任者の経歴
- ・サービス管理責任者の証明書

など

そのほかに、事業所の支援体制などの届出書で、これが受理されると加算の請求が可能になる体制届があります。

なお、指定申請に必要な様式一覧及び書式については、千葉県庁ホームページ内(<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushamuke/shienhou/service/grouphome/index.html>)「障害者グループホームに関する各種手続き」からダウンロードすることが可能です。

指定申請書類の提出にあたっては、指定基準を満たさない場合や書類の不備等により受理されない場合があるので、余裕を持って準備をしましょう。

2. グループホームの指定基準について

グループホームは、指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等が千葉県条例「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下：条例）に基づき、規定が定められています。

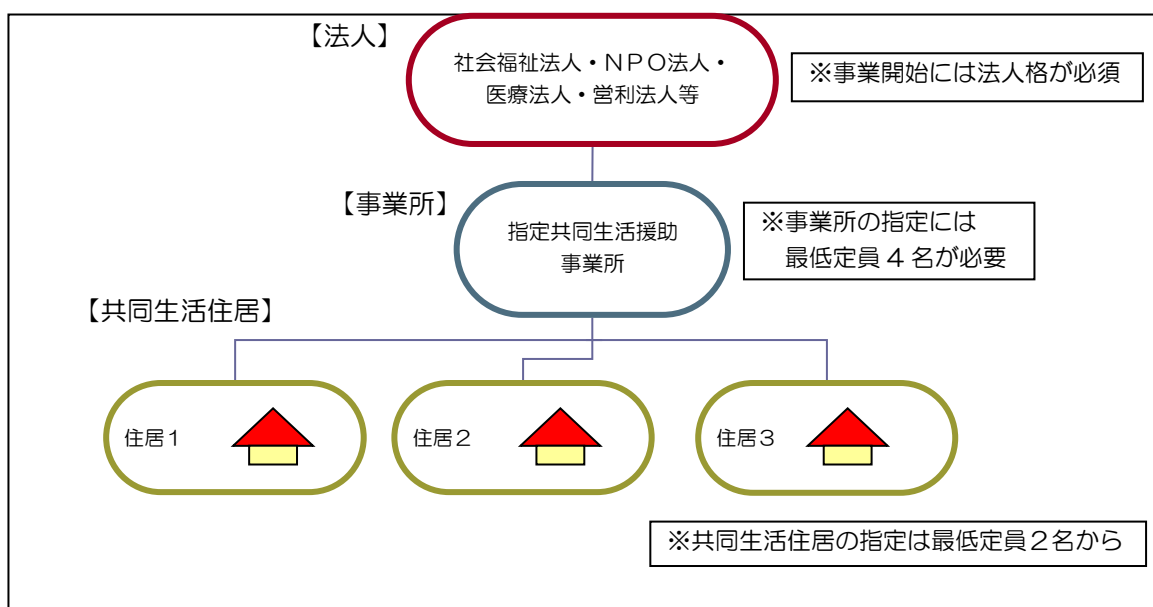
事業者はこの基準を満たした上で申請を行ない、県から指定を受けることではじめてサービスを提供することが可能になります。

(1) 事業所指定の単位について

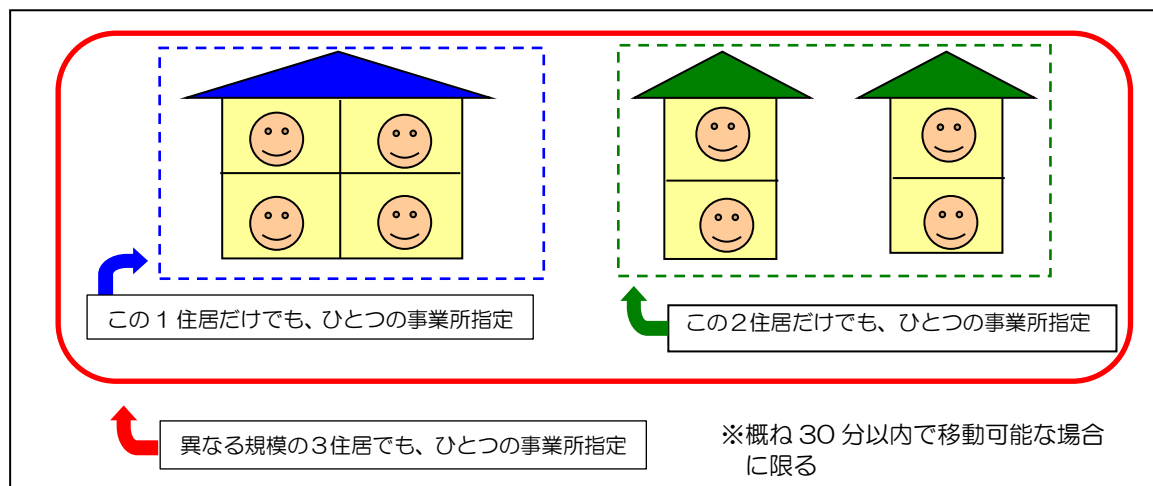
①グループホームについて

指定を受けるにあたり、グループホームは個々の住居ではなく一定の範囲（概ね 30 分以内で移動可能な範囲）に所在し、職員の配置や訓練等給付費の請求など一体的に運営を行う住居全体を、1 事業所として指定されます。

【図 3：法人以下単位】



【図 4：グループホームの事業所指定】

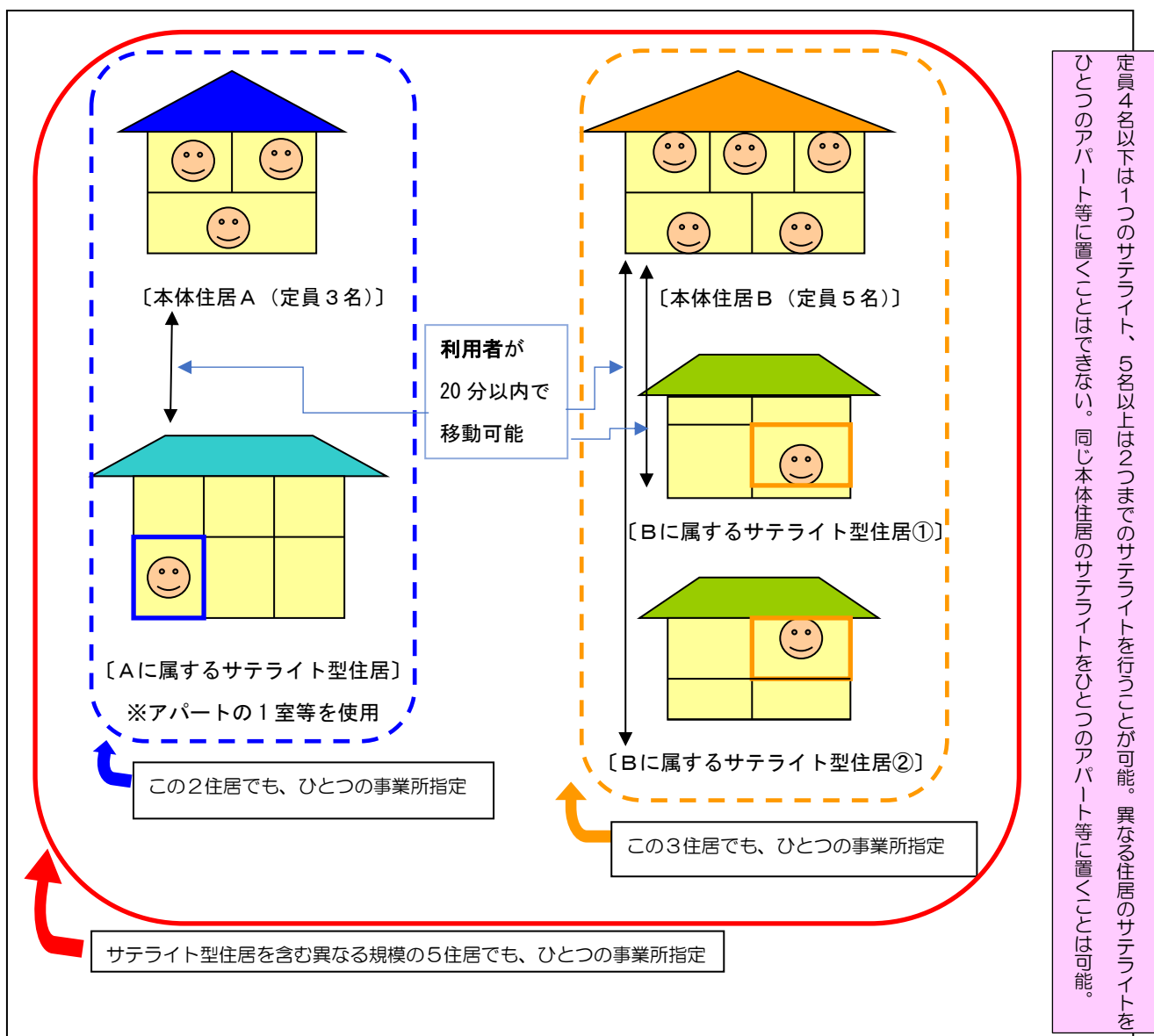


②サテライト型住居について

サテライト型住居の設置に関しては、当該住居の入居者が本体住居との間を通常の交通手段で20分以内に移動可能な範囲とされています。

また、本体住居の定員数により可能な設置箇所数が規定されています。定員数4名以下の本体住居に対しては1箇所、定員数5名以上の本体住居に対しては2箇所が限度となっています。サテライト型住居の定員数は、事業所としての定員数に含まれます。

【サテライト型住居を含めた事業所の指定】



(2) 人員、設備及び運営について

①人員に関する基準

サービス管理責任者及び世話人等の人員はサテライトを含めた全体の利用者の定員数や障害支援区分に応じて配置します(表4)。

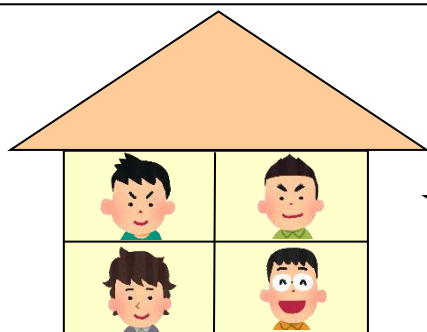
【表4：人員配置基準（条例第196・197条及び201条の4・201条の5）】

		介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
職種	職務内容	配置基準(人数、常勤換算)		
管理者	従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 1人配置 ・兼務可（ただし管理業務に支障がない場合） ・資格要件なし 		
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個別支援計画の作成 ・サービス内容の評価 ・日中活動サービス業者との連絡調整等 ・他の従業員に対する技術的な指導及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所定員30人以下で、1人配置。 ・世話人又は生活支援員との兼務可、非常勤可（ただし定員20人以上は専従に努める） ・資格要件あり（補足P43参照） 		
世話人	食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助。	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務可、非常勤可 ・資格要件なし ・利用者の人数により配置数が異なる※ [利用者：世話人] の配置を選択する 6：1利用者数÷6 5：1利用者数÷5 4：1利用者数÷4 （常勤換算方法による） 		<ul style="list-style-type: none"> ・兼務可、非常勤可 ・資格要件なし ・利用者の人数により配置数が異なる※ [利用者：世話人] の配置を選択する 5：1利用者数÷5 4：1利用者数÷4 3：1利用者数÷3 （常勤換算方法による）
生活支援員	食事や入浴、排せつの介護等	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務可、非常勤可 ・資格要件なし ・利用者の区分により配置数が異なる $\left(\begin{array}{l} \text{区分3の利用者数} \div 9 \\ \text{区分4の利用者数} \div 6 \\ \text{区分5の利用者数} \div 4 \\ \text{区分6の利用者数} \div 2.5 \end{array} \right)$ の合計数以上 （常勤換算方法による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置不要 ・入浴、排せつ及び食事等の介護について、居宅介護サービス事業者への委託により行なう。 	介護サービス包括型と同様
夜間支援従事者	夜間及び深夜の時間帯に入居者の状態に応じた介護を行う。	特に規定はなし。利用者において必要な場合は夜間体制を評価する加算あり。		夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を（宿直勤務を除く）を一人以上配置。

※「申請・届出に必要な各種様式等（障害福祉サービス事業者等）」(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>) ページ内の「(別紙様式3) サービス管理責任者、世話人、生活支援員の配置について」(エクセルシート)に数字を入力すると配置人数が自動計算されます。

■人員配置例

例1) 介護サービス包括型の場合



〔利用者の障害支援区分〕

区分1×1人

区分2×1人

区分3×1人

区分5×1人

〔管理者〕 1名（兼任可）

〔サービス管理責任者〕 1名（兼任可）

〔生活支援員〕 区分1（1名）…不要

区分2（1名）…不要

区分3（1名）… $1 \text{名} \div 9 = 0.11$

区分5（1名）… $1 \text{名} \div 4 = 0.25$

$\rightarrow 0.11 + 0.25 = 0.36 \Rightarrow \underline{0.4}$

※区分ごとに小数点第2位まで計算、その合計の小数点第2位を切り上げ

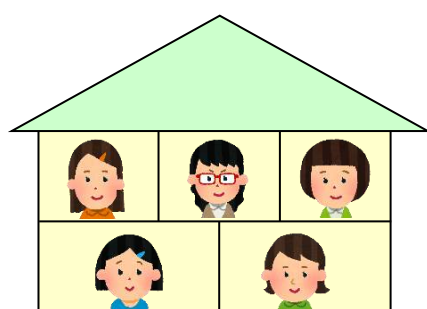
〔世話人配置〕 ・ 6 : 1 を選択 $\rightarrow 4 \text{名} \div 6 = 0.66 \Rightarrow \underline{0.7}$

・ 5 : 1 を選択 $\rightarrow 4 \text{名} \div 5 = 0.80 \Rightarrow \underline{0.8}$

・ 4 : 1 を選択 $\rightarrow 4 \text{名} \div 4 = 1.0 \Rightarrow \underline{1.0}$

※小数点第2位を切り上げ

例2) 外部サービス利用型の場合



〔利用者の障害支援区分〕

区分1×1人

区分2×1人

区分3×2人

区分5×1人

〔管理者〕 1名（兼任可）

〔サービス管理責任者〕 1名（兼任可）

〔生活支援員〕 当該事業所における配置不要

※受託居宅介護サービス支給標準時間に基づき、委託先によるサービス提供

（参考）支給標準時間：区分2…150分/月

区分3…600分/月

区分4…900分/月

区分5…1300分/月

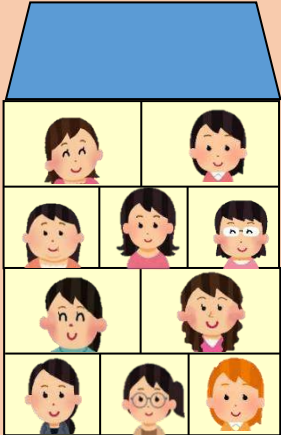
区分6…1900分/月

〔世話人〕 ・ 6 : 1 を選択 \rightarrow （定員数） $5 \text{名} \div 6 = 0.83 \Rightarrow \underline{0.9}$

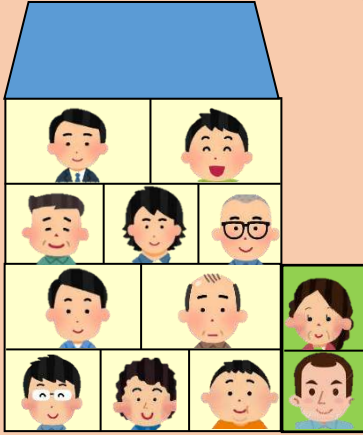
・ 5 : 1 を選択 $\rightarrow 5 \text{名} \div 5 = 1.0 \Rightarrow \underline{1.0}$

・ 4 : 1 を選択 $\rightarrow 5 \text{名} \div 4 = 1.25 \Rightarrow \underline{1.3}$

例3) 日中サービス支援型の住居が複数且つ11名以上とする場合
且つ当該事業所で日中利用者支援にあたる場合



2住居は同一敷地、
短期入所併設
利用者の数20名
〔利用者の支援区分〕
区分3×3人
区分4×7人
区分5×6人
区分6×4人
短期入所者の数2名

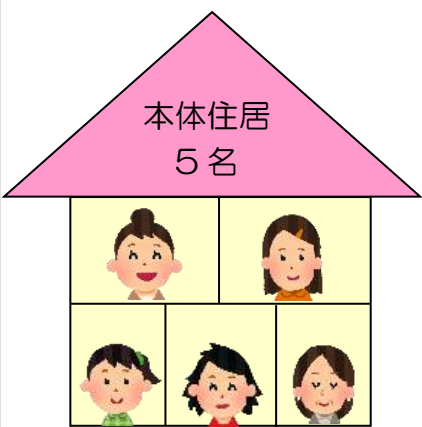


〔管理者〕 1名 (兼任可)	〔サービス管理責任者〕 1名 (兼任可)
〔生活支援員〕 区分3 (3名) … 3名 ÷ 9 = 0.33 ⇒ 0.4	
区分4 (7名) … 7名 ÷ 6 = 1.16 ⇒ 1.2	
区分5 (6名) … 6名 ÷ 4 = 1.5	
区分6 (4名) … 4名 ÷ 2.5 = 1.6	
→ 0.4 + 1.2 + 1.5 + 1.6 = <u>4.7</u>	
〔世話人〕 ・ 5 : 1 を選択 → 20名 ÷ 5 = 4.0	
・ 4 : 1 を選択 → 20名 ÷ 4 = 5.0	
・ 3 : 1 を選択 → 20名 ÷ 3 = 6.66 ⇒ <u>6.7</u>	

○共同生活住居ごとに1日と通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならない。

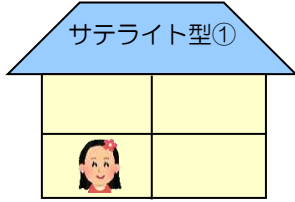
○共同生活住居ごとに1人以上の夜勤職員を配置しなければならない。

例4) 本体住居を介護サービス包括型とするサテライト型住居の例

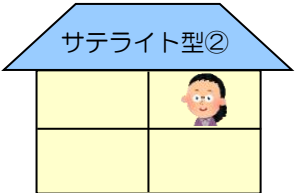


本体住居
5名

サテライト型住居から
本体住居までは20分以内、
本体住居：区分3×5人
サテライト型住居
：①区分2×1人、
②区分3×1人



サテライト型①



サテライト型②

〔管理者〕 1名 (兼任可)	〔サービス管理責任者〕 1名 (兼任可)
〔生活支援員〕 区分3 (6名) … 6名 ÷ 9 = 0.66 ⇒ <u>0.7</u>	
〔世話人〕 ・ 6 : 1 を選択 → (定員数) 7名 ÷ 6 = 1.16 ⇒ <u>1.2</u>	
・ 5 : 1 を選択 → 7名 ÷ 5 = 1.40 ⇒ <u>1.4</u>	
・ 4 : 1 を選択 → 7名 ÷ 4 = 1.75 ⇒ <u>1.8</u>	

②設備に関する基準

グループホームの設置場所や必要とされる設備に関しては、表5の通り基準が設けられています。

【表5：設備に関する基準】 介護サービス包括型および外部サービス利用型の場合

	グループホームの本体住居	サテライト型住居
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が保障される地域にあること。 ・入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設若しくは通所により主として日中においてサービスを提供する事業所又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の条件を含め、当該入居者が本体住居であるグループホームとの間を通常の交通機関を利用し 20分以内で移動可能な範囲。
定員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体で4人以上 ・共同住居1か所あたりの定員は2人以上10人以下とし、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあっても、その入居定員の総数を2人以上10人（知事が必要と認めるときは20人）以下とする。 （既存建物を利用する場合は2人以上20人以下） ・定員が8人以上の住居の場合、大規模住居減算の対象とする。 	1人
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの居室の定員は、1人とする。 ・居室の面積は、収納設備等を除き4.5畳（7.43㎡）以上（千葉県では6畳以上を推奨しています。） <p>※「居室」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区別されているものを行い、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけでは認められません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室定員1人 ・居室面積は左記に同じ
交流を図る設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室に近接して設けられる相互に交流を図ることのできる設備（居間、食堂等） 	本体住居の設備を利用
台所・便所 浴室・洗面 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・10名を上限とする生活単位ごとに区分して配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備必要 ・その他、本体住居と適切に連絡が取れる通信機器（携帯電話可）

日中サービス支援型の場合

【設備に関する基準】

<p>設置場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅と同様に入居者の家族や地域住民との交流の機会が保障される地域にあること。 ・入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設、又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 <p>(例えば、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、一定の地域に集約して立地することで、上記に掲げる事項に支障が生じることがないように留意しなければならない)</p>
<p>定員の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規建物で設置する場合 1 か所あたりの定員は、2 人以上 10 人以下とする。1 つの建物に複数の共同生活住居を設ける場合には、入居定員の総数を 20 人以下とし入口（玄関）が別になっているなどの建築構造上、共同生活住居ごとの独立性の確保が必要である。 ・既存建物を利用する場合は、1 か所あたり 2 以上 20 人以下となる。
<p>居室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1 つの居室の定員は、1 人とする。 ・居室の面積は、収納設備等を除き 4.5 畳（7.43 m²）以上 <p>※「居室」の定義は、介護サービス包括型・外部サービス利用型と同様。</p>
<p>交流を図る場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居室に近接して設けられる入居者が相互に交流を図ることのできる設備を設け（居間、食堂等）、その設備については、入居者の状況や介護の支援等を行うことを考慮したうえで、十分な広さを確保する。
<p>台所・便所・浴室 洗面所の設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10 名を上限とする生活単位ごとに、複数の便所、浴室、洗面所、台所が必要であり、入居者の特性に応じて工夫する。

【運営に関する基準】

<p>短期入所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（以下日中サービス支援型）の入居定員のほかに、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援に応じられるよう指定短期入所を併設又は同一敷地内に設置する必要があります。併設の場合には、指定短期入所の従業者が日中サービス支援型の夜間支援従事者との兼務が可能です。 ・利用定員数は、日中サービス支援型の入居定員数の合計が、20 人又はその端数を増すごとに 1 以上 5 人以下となります。
<p>協議の場の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型を地域に開かれたサービスにすること、サービスの質を確保する目的から地方自治体が設置する協議会等への定期的な報告が必要となります。（少なくとも年 1 回以上） ・協議会等に対して運営方針や活動内容などの状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければなりません。（知事が必要と認めた場合事業者は、協議会等に運営方針や活動内容等を説明し、協議会による評価を受けた内容を知事に提出する） ・協議会等への報告等の記録は、個人情報保護に留意しつつ、5 年間保存する。また、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

③運営に関する基準

指定障害福祉サービス事業者は、運営について表6の通り基準が設けられています。

【表6：運営に関する原則（条例第4条）】

- ・事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ・事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思、及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ・事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

④指導監査について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的に「指導」と「監査」が行われます。指導には集団指導と実地指導があります。都道府県、政令市、中核市で独自に指導監査の年度ごとに実施方針、重点事項を定めて実施しています。毎年行う場合、隔年、数年に1回実施する場合があります。実地指導は基本的にはあらかじめ通知され、指導調書等を事前に提出します。

監査は指定基準違反等の確認について事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため必要があると認める場合に行います。

指導監査の結果、改善を要する事項が認められた事業者に対しては、その状況に応じ指導（口頭、文書）、勧告、指定の取消等、行政上の措置を行います。

千葉県の指導監査調書等の書式については、千葉県庁ホームページ内「指導監査調書等のダウンロード」（<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/chosho-download.html>）からダウンロードすることが可能です。

【障害者グループホーム指導監査に関する問い合わせ先】

障害福祉事業課法人指導班 043-223-2646

指導監査は、指定事業所が指定基準上違反なく適切な運営がされているかなど、サービスの質の確保及び給付の適正化を図るために行います。各サービスの指定基準（人員・設備・運営）について、事業所は基準を満たしているか確認しましょう。

その他、建築物等の確認、許可、認定、その他建築基準法に係る事務の一部を行っている、限定特定行政庁や建築確認申請の受付等の業務を行う市町村の建築担当課もございますので、建築関係諸手続きの問い合わせ先は千葉県ホームページの建築指導課のページをご確認ください。

「建築物に関する手続の担当窓口案内」(建築指導課)

アドレス: <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/index.html>

4. 消防法における基準について

(1) 消防法・消防法施行令におけるグループホームの取扱いについて

消防法において、グループホームは「防火対象物」として扱われます。また、消防法施行令別表第一では防火対象物の詳細な分類について記載があります。この分類を基に、必要な設備を整えることとなります。

【表8：消防法施行令別表第一におけるグループホームの分類】

障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行なう施設 (避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る)	(6) 項ロ
障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行なう施設 (上記以外)	(6) 項ハ

各分類において必要とされる設備は【表9】の通りです。スプリンクラーの設置については、「消防法施行令の一部を改正する政令」の施行により、面積要件が撤廃され、スプリンクラー設置が義務付けられています(免除要件あり)。更に、「消防法施行規則の一部を改正する省令」の施行により、(6) 項ロに該当するグループホームに設ける火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう義務付けられています。

また、自動火災報知設備については、面積要件が撤廃され全てに設置が義務付けられることとなります。

3. 建築基準法における注意点

グループホームは、建築基準法上では建物の扱いの規定がされていません。そのため建築基準法上は施設の規模・配置及び各室の独立性等から判断して用途の取り扱いを決めることになり、相談に応じて寄宿舍・共同住宅・児童福祉施設等のいずれかとして取り扱われます。

詳細については、共同生活住居の所在地の特定行政庁の窓口にお問い合わせください。

【表7 : 建築基準法で定める建築確認等の事務を行う行政機関一覧】
県庁

担当課	所在地	電話番号	ファクス番号
千葉県県土整備部都市整備局建築指導課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3181	043-225-0913

県の出先事務所（建築基準法に係る事務の一部を行っている機関）

出先事務所名	担当課	所在地	電話番号
柏土木事務所	建築宅地課	柏市柏 745	04-7167-1371
印旛土木事務所	建築課	佐倉市鎚木仲田町 8-1	043-483-1141
成田土木事務所	建築宅地課	成田市加良部 3-3-2	0476-26-4854
香取土木事務所	建築宅地課	香取市佐原イ 92-11	0478-52-5554
海匝土木事務所	建築宅地課	匝瑳市八日市場イ 1999	0479-72-1172
山武土木事務所	建築宅地課	東金市東新宿 17-6	0475-54-1133
長生土木事務所	建築宅地課	茂原市茂原 1102-1	0475-24-4286
夷隅土木事務所	建築宅地課	いすみ市大原 8513-1	0470-62-3315
安房土木事務所	建築宅地課	館山市北条 402-1	0470-22-4340
君津土木事務所	建築宅地課	木更津市貝淵 3-13-34	0438-25-5137

特定行政庁（建築の確認、認可、認定、その他の建築基準法に係る事務を行っている市）





市町村名	担当課	所在地	電話番号
千葉市	都市局建築部建築指導課 都市局建築部建築情報相談課	千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター3 階	043-245-5694 043-245-5841
市川市	街づくり部建築指導課	市川市市川南 2-9-12	047-334-1111(代表)
船橋市	建設局建築部建築指導課	船橋市湊町 2-10-25	047-436-2672
木更津市	都市整備部建築指導課	木更津市朝日 3-10-19	0438-23-8596
松戸市	街づくり部建築指導課 街づくり部建築審査課	松戸市根本 387-5	047-366-7368 047-366-6800
佐倉市	都市部建築指導課	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6169
成田市	土木部建築住宅課	成田市花崎町 760	0476-20-1564
習志野市	都市環境部建築指導課	習志野市鷺沼 2-1-1	047-451-1151(代表)
柏市	都市部建築指導課	柏市柏 255-1	04-7167-1145
市原市	都市部建築指導課	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9840
流山市	都市計画部建築住宅課	流山市平和台 1-1-1	04-7150-6088
八千代市	都市整備部建築指導課	八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151(代表)
我孫子市	都市部建築住宅課	我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111(代表)
浦安市	都市整備部建築指導課	浦安市猫実 1-1-1	047-712-6548

【表9：設備一覧（消防法施行令第2章に基づく）】

項目	(6) 項ロ 〔介助がなければ避難できない者を主として入居させる※1〕	(6) 項ハ 〔左記以外〕	代替措置
防火管理者の選任 消防計画の作成	10人以上	30人以上	
消防機関の検査 (使用開始届)	すべて	すべて	
消火器	すべて	150㎡以上	
スプリンクラー設備 ※2	すべて	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設水道連結型スプリンクラー ・パッケージ型自動消火設備
自動火災報知設備 ※3	すべて	すべて	特定小規模施設用自動火災報知設備（連動型警報機能付感知器）※4
火災通報装置※5	すべて (自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するもの)	500㎡以上	
避難器具	20人以上 (下階に飲食店・店舗・作業所などがある場合は10人)		
非常警報器具	20人～50人未満		
非常警報設備	50人以上		
誘導灯及び誘導標識	すべて		
漏電火災警報器	300㎡以上		
屋内消火栓設備	700㎡以上 (耐火構造・内装素材によって変わる)	700㎡以上 (耐火構造・内装素材によって変わる)	
防災物品の使用※6	すべて		

※1：障害支援区分4以上であって、認定調査項目における「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目いずれかにおいて、「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当する利用者が、全利用者の概ね8割を超えるもの。

※2：火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造のものは除かれる
〔スプリンクラー設備の設置を要しない構造〕

I	延べ面積 100 m ² 未満 ・単一用途 ・入居者が利用する居室が避難階	1. 内装不燃化 ・避難経路を準不燃材料  ・その他の部分を難燃材料   2. 内装不燃化を要しない ① 居室区画（扉は自動閉鎖） ② 煙感知器 ③ 各居室の開口部 ・屋内外から容易に開放 ・幅員1m以上の空地に面する ・避難できる大きさ等  ④ 2方向避難が確保されている ⑤ 火災への影響の少ない時間内に屋外へ避難できること
II	共同住宅の一部を施設としたもの（他の用途は存しないもの） ○施設部分の延べ面積の合計 275 m ² 未満 ○防火区画 ・施設部分の各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備） ・施設部分の各住戸が 100 m ² 未満 ○住戸内 ・居室および通路に煙感知器 ・避難経路（他の居室を通過しない） ・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む）は難燃材料）	

※3：住戸用自動火災報知設備とは別物で機器費用（本体・子機あわせて）20万円前後と設置工事費用（コードタイプの場合壁や天井を通す）10万円前後が掛かる。代替のものではワイヤレスのものがあり、その場合工事費が掛からず10万円前後で収まる。（300 m²未満・居室及び2 m²以内の収納室で親機一台につき最大15個までの子機設置可能）

※4：300 m²未満であり、特定一階段等防火対象物を除くもの。

※5：専用の電話回線を引く必要がある（そのものはアナログ回線専用で、光電話などを活用している家庭の場合はもう一本回線が必要）。おおよそ20万円前後、代替装置では数万円。

※6：カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等の素材に燃えにくいものを使用したもの

（2）設備設置届と使用開始届

業者に消火器などの設置を依頼した場合、その業者から消防本部に設備設置届が提出されます。それと同時に消防本部より建物への立ち入り検査を行い、事業主かオーナーより使用開始届を消防本部に提出します。そして受理された日よりその用途として、使用を開始できます。

（3）複合用途

アパート・マンションなどの建物の一部（あるいは全部）をグループホームとして利用する場合、グループホームがあるが為に、その建物全体（棟が複数ある場合は全棟、ただし棟ごとに管理者が別の場合は除く）の消防基準が厳しくなる（場合によっては建物すべてが（6）項口の基準になる）場合があります。

自動火災報知設備・火災報知設備などを建物のすべてに設置するとなると、大規模な改修と莫大な金額が必要となり、大家や既にその建物を利用している住人にまで負担を強いることとなります。そのためアパートなどの一部をグループホームにする場合は、仮に建築基準法上での用途変更が必要なくても、消防本部への相談が重要になります。

IV. 収支の見込みと資金計画

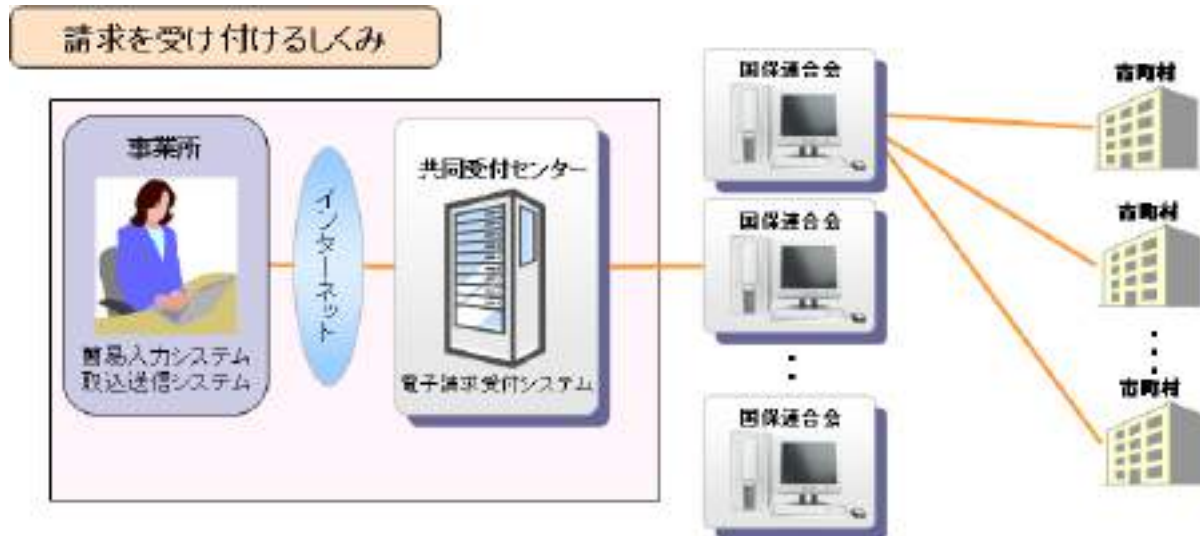


1. 報酬のしくみ

指定申請が受理されると「事業者番号」を記載した指定通知書が届きます。指定を受けた事業所は「指定障害福祉サービス事業所」となり、サービス提供に応じた報酬、自立支援給付費を受け取ることができるようになります。入居者1人に対して、1日支援をした場合に得られる報酬単位が、職員の配置状況や入居者の障害支援区分によって細かく決められています（補足事項1参照）。

また、一定以上の条件を満たす、あるいは条件に適していない場合は、報酬の加算や減算があります。支援によって得られた「単位」に、地域ごとに定められている「単位数単価」を乗じた額が、事業報酬となります（地域区分別単位数単価表参照）。グループホーム全体の報酬額としては、【「単位」×「単位数単価」】を基本に、入居者ごとに得られる単位とグループホームを利用した日数を乗じた額の合計額となります。月ごとの利用実績について毎月インターネットによる電子請求を行ない、請求内容について国民健康保険団体連合会と市町村の審査を通り正常に受理されると、報酬を受け取ることができます。

【インターネットによる電子請求の利用イメージ】



千葉県国民健康保険団体連合会『障害者自立支援におけるインターネット請求の手引き』より

2. 家賃に対する補助

グループホームの家賃については、国が実施しているグループホーム等入居者に対する家賃補助と、自治体が独自に行っている補助金があります。

平成23年度より、国の制度においては上限1万円の本人負担の軽減という形で家賃補助が実施されています。また市町村制度において家賃補助を実施している自治体もあります。

3. 収支の見込み

(1) グループホームの収入

収入としては、事業報酬（自立支援給付費）の他、入居者から「家賃」「食材料費」「光熱水費」などの実費分を受け取ることができます。これらがグループホームの主な収入源となり、職員人件費などのグループホームの運営にあてるお金となります。

(2) グループホームの支出

支出としては、「人件費」「事務費」「事業費」などが挙げられます。具体的には、下記の通りの項目が必要となります。

- ・職員給与、交通費、社会保険料
- ・器具什器費…テレビ、パソコン、冷蔵庫などの家電
- ・通信運搬費…切手、振り込み費用、電話代など
- ・保険料 …傷害保険、火災保険など

4. 資金計画

グループホーム開設までにかかるお金とかけられるお金、資金と入出金の時期を把握しておくことで、計画的に開設準備を進めることができます。

開設までにかかる経費として、以下のものが挙げられます。

- ・物件の賃貸費用
- ・建物の改修費用
- ・防災等の設備投資費用
- ・職員採用経費
- ・初期運転資金 など

グループホームの規模や入居者像によって金額が変わってきますので、開設するグループホームのイメージに合わせて予想経費を計算しましょう。

〔収入〕

項目	金額	入金時期
自己資金		
補助金		
借入金		
寄付金		
合計	A	

〔支出〕

項目	金額	支払時期
敷金・礼金		
家賃		
設備備品費		
消耗品		
改修費		
合計	A	

※4月からグループホームを開始した場合、4月の介護報酬が入ってくるのは6月となります。そのため、開設にあたっては、3ヶ月分の初期費用が必要となります。

※県の補助金や助成団体の助成金は金額・要件等様々です。早めに検討しましょう。

[運営シミュレーション]

継続的に事業を行った場合の、収支見積もりを大まかに立ててみます。イニシャルコストとランニングコストは大きく異なりますし、利用者が希望する生活スタイルによっても多少の異なりは発生します。また、支援の内容や職員の資格、入退居によっても差異が生じますので、ご注意ください。

介護サービス包括型と外部サービス利用型では、計算の仕方が大幅に異なります。

ここでは、人件費の法定福利厚生費を含めた計算で記載します。

例1) 介護サービス包括型①

定員4名。NPO法人で、住居は1つ。5等級地での運営。
法人の就労規則上の常勤は40時間/週。夜間は宿直体制。

利用者の障害支援区分→区分2×1名、区分3×2名、区分4×1名の場合・・・

管理者とサービス管理者は兼務で1名(常勤)

世話人(4:1配置)・・・40時間/週(非常勤)

生活支援員・・・・・・・・・・16時間/週(非常勤)

【区分3と4に配置要→(2名÷9=0.22)+(1名÷6=0.16)=0.38⇒0.4(小数点2位切り上げ)】

区分	科目	金額(円)	詳細
歳入	サービス利用料(本体)	5,929,200	(292×1人+381×2人+471×1人)×10.8円×30日×12ヶ月
	サービス報酬(夜間宿直)	1,741,824	112×4人×10.8円×30日×12ヶ月
	運営費補助	397,200	(122,200円×1人+127,000円×2人+151,000円×1人)×12ヶ月 - {(292×1人+381×2人+471×1人)×10.8円×30日}×12ヶ月
	自己資金		
	借入金		
	家賃	1,380,000	28,750円×4人×12ヶ月
	食費	1,200,000	25,000円×4人×12ヶ月
	日用品費	240,000	5,000円×4人×12ヶ月
	光熱水費	288,000	6,000円×4人×12ヶ月
	合計	11,176,224	
歳出	職員給与	3,120,000	260,000円×12か月(法定福利厚生費を含む) 管理者・サービス管理責任者が兼務
	パート給与	2,693,600	時給925円×56時間×52週
	宿直手当	1,825,000	5,000円×365日
	研修費	44,400	時給925円×2時間×12日×2人
	使用料	1,380,000	家賃115,000円×12ヶ月
	食費	1,200,000	食費として実費(余剰分は返金)
	消耗品費		
	教育娯楽費	240,000	日用品として実費(余剰分は返金)
	町内会費		
	光熱水費	288,000	光熱水費として実費(余剰分は返金)
	修繕積み立て	100,000	
	契約更新料	57,500	2年に1度の更新
	保険料	30,000	火災保険料20,000円+施設損害賠償保険10,000円
	雑費	25,000	
	通信運搬費	120,000	10,000円×12ヶ月
広報費	3,500		
合計	11,127,000		

例2) 日中サービス支援型

定員 10 名。社会福祉法人で、住居は 10 人定員。5 等級地での運営。

就労規則上の常勤は 40 時間/週。

利用者の障害支援区分→区分3×4名、区分4×2名、区分5×2名、区分6×2名

管理者 1 名（常勤）・サービス管理責任者 1 名（常勤）

世話人（3：1 配置）・・・136 時間/週（非常勤）生活支援員・・・84 時間/週（非常勤）

【区分3と4と5と6に配置要→(4名÷9=0.44)+(2名÷6=0.66)+(2名÷4=2.0)+(2名÷2.5以上=2.1)】

※世話人もしくは生活支援員のうち 1 名以上は常勤の職員であることが要件。

☆運営にあたって、年に 1 回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受ける必要あり。

区分	科目	金額 (円)	詳細
歳入	サービス利用料 (本体)	33,444,576	(650×4+907×2+989×2+1105×2) ×10.8円×30日×12ヶ月
	サービス報酬 (夜勤職員加配加算)	5,793,120	149×10人×10.8円×30日×12ヶ月
	サービス報酬 (日中支援加算)	1,399,680	270×4人(想定)×10回/月(想定)×10.8円×12ヶ月
	サービス報酬 (短期入所)	1,643,328	634 (区分4想定) ×20日/月×10.8×12ヶ月
	自己資金	0	
	借入金	0	
	家賃	6,720,000	56,000円×10人×12ヶ月
	食費	3,240,000	27,000円×10人×12ヶ月
	日用品費	360,000	3,000円×10人×12ヶ月
	光熱水費	1,560,000	13,000円×10人×12ヶ月
	合計	54,160,704	
	歳出	管理者給与	5,000,000
職員給与(サービス管理責任者)		4,400,000	300,000円×12ヶ月 (法定福利厚生費を含む) + 賞与800,000円
職員給与(世話人or生活支援員常勤1名)		3,500,000	250,000円×12ヶ月 (法定福利厚生費を含む) + 賞与500,000円
職員給与(短期入所)		3,090,000	220,000円×12ヶ月 (法定福利厚生費を含む) + 賞与450,000円
パート給与		9,360,000	時給1,000円×180時間×52週
夜勤手当		11,680,000	8,000円×365日×4人配置
研修費		300,000	時給1,000円×4時間×12日×5人+参加費60,000
使用料		6,720,000	560,000×12ヶ月
食費		3,240,000	食費として実費 (余剰分は返金)
消耗品費			
教育娯楽費		360,000	日用品として実費 (余剰分は返金)
町内会費			
光熱水費		1,560,000	光熱水費として実費 (余剰分は返金)
修繕積み立て		500,000	
契約更新料		3,360,000	2年に1度の更新
保険料		30,000	火災保険料20,000円+施設損害賠償保険10,000
雑費		50,000	
通信運搬費		240,000	20,000円×12ヶ月
広報費		100,000	利用者、職員募集広報代
会計士委託料		400,000	
合計	53,890,000		

例3) 外部サービス利用型

受託居宅介護サービス利用費については、利用者の外部サービスを使用する時間によって大幅に異なりますし、居宅介護事業所との契約内容によって収支は異なります。ここでは、利用者が受託居宅介護サービスを利用しない場合で計算を行います。

定員4名。NPO法人で、住居は1つ。5等級地での運営。
就労規則上の常勤は40時間/週。夜間は電話にて緊急時対応の体制。

利用者の障害支援区分→区分非該当×1名、区分1×3名の場合・・・
管理者・サービス管理責任者1名（常勤）
世話人(4:1配置)・・・40時間/週（非常勤）

区分	科目	金額(円)	詳細
歳入	サービス利用料(本体)	3,779,136	243×10.8円×30日×12ヶ月×4人
	サービス報酬(夜間電話対応)	155,520	10×10.8円×30日×12ヶ月×4人
	運営費補助	1,404,864	(108,000円-243×10.8円×30日)×12ヶ月×4人
	自己資金		
	借入金		
	家賃	1,380,000	28,750円×4人×12ヶ月
	食費	1,152,000	24,000円×4人×12ヶ月
	日用品費	240,000	5,000円×4人×12ヶ月
	光熱水費	288,000	6,000円×4人×12ヶ月
	合計	8,399,520	
	歳出	職員給与	3,000,000
パート給与		1,924,000	時給925円×40時間×52週
研修費		22,200	時給925円×2時間×12日
使用料		1,380,000	家賃115,000円×12ヶ月
食費		1,152,000	食費として実費(余剰分は返金)
消耗品費		240,000	日用品として実費(余剰分は返金)
教育娯楽費			
町内会費			
光熱水費		288,000	光熱水費として実費(余剰分は返金)
修繕積み立て		85,000	
契約更新料		57,500	2年に1度の更新
保険料		30,000	火災保険料20,000円+施設損害賠償保険10,000円
雑費		30,000	
通信運搬費		120,000	10,000円×12ヶ月
広報費		2,000	
合計	8,330,700		

補足事項



1. 国費単価表

基本報酬(単位)		大規模住宅等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算		
イ共同生活生活援助サービス費(Ⅰ) (世話人配置4:1)	区分6	667	大規模住宅等減算 入居定員が8人以上×95/100 入居定員が21人以上×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上×95/100	減算が適用される2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される4月目まで×70/100 5月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
	区分5	552						
	区分4	471						
	区分3	381						
	区分2	292						
区分1以下	243							
ロ共同生活生活援助サービス費(Ⅱ) (世話人配置5:1)	区分6	616						
	区分5	500						
	区分4	421						
	区分3	331						
	区分2	243						
区分1以下	198							
ハ共同生活生活援助サービス費(Ⅲ) (世話人配置6:1)	区分6	583						
	区分5	467						
	区分4	387						
	区分3	298						
	区分2	209						
区分1以下	170							
ニ共同生活生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	区分6	697						
	区分5	582						
	区分4	501						
	区分3	411						
	区分2	322						
区分1以下	272							
個人単位で居宅介護を利用する場合(特例)	世話人配置4:1	区分6	444					
		区分5	398					
		区分4	364					
	世話人配置5:1	区分6	393					
		区分5	346					
		区分4	314					
	世話人配置6:1	区分6	359					
		区分5	313					
		区分4	281					
イ外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (世話人配置4:1)		243	大規模住宅等減算 入居定員が8人以上×90/100 入居定員が21人以上×87/100	減算が適用される2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される4月目まで×70/100 5月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
ロ外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (世話人配置5:1)		198						
ハ外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (世話人配置6:1)		170						
ニ外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (世話人配置10:1)		114						
ホ外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)		272						
受託居宅介護サービス費	イ所要時間が15分未満の場合		96	大規模住宅等減算	減算が適用される2月目まで×70/100	減算が適用される4月目まで×70/100	減算が適用される2月目まで×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ所要時間が15分以上30分未満の場合		193					
	ハ所要時間が30分以上1時間30分未満の場合 (15分増ごとに+87)		262					
	ニ所要時間が1時間30分以上の場合 (15分増ごとに+37)		561					

日中サービス支援型

基本報酬(単位)		大規模住居等 減算	世話人又は生 活支援員の員 数が基準に満 たない場合	又 は	サービス管理責 任者の員数が 基準に満たない 場合	日中サービス支 援型共同生活 援助計画が作 成されていない 場合	身体拘束廃止 未実施減算	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (世話人配置3:1)	区分6	1105	入居定員が 21人以上 ×93/100 一体的な運営 が行われてい る共同生活住 居の入居定員 の合計数が ² 21 人以上 ×95/100	減算が適用され る月から2月目 まで×70/100 3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	減算が適用され る月から4月目 まで×70/100 5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	減算が適用され る月から2月目 まで×70/100 3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	利用者全員に ついて、1日に つき5単位を減 算	
	区分5	989						
	区分4	907						
	区分3	650						
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (世話人配置4:1)	区分6	1021						
	区分5	904						
	区分4	822						
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (世話人配置5:1)	区分6	969						
	区分5	852						
	区分4	770						
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	区分6	1135						
	区分5	1019						
	区分4	937						
ホ 日中を当 該共同生活 住居以外で 過ごす場合	世話人配置3:1	区分3						677
		区分6						910
		区分5						793
		区分4						712
		区分3						563
		区分2						414
	世話人配置4:1	区分1以下						360
		区分6						826
		区分5						709
		区分4						627
		区分3						486
	世話人配置5:1	区分2						337
		区分1以下						292
		区分6						774
		区分5						657
		区分4	575					
	体験利用	区分3	440					
		区分2	292					
		区分1以下	252					
		区分6	940					
		区分5	824					
	ヘ 個人単位 で居宅介護 等を利用する 場合(特例)	日中を当該共 同生活住居で 過ごす者	世話人 3:1	区分6	698			
				区分5	651			
				区分4	617			
			世話人 4:1	区分6	612			
				区分5	566			
				区分4	533			
		日中を当該共 同生活住居以 外で過ごす者	世話人 5:1	区分6	561			
区分5				515				
区分4				482				
世話人 3:1			区分6	605				
			区分5	558				
			区分4	525				
世話人 4:1	区分6	520						
	区分5	474						
	区分4	440						
	世話人 5:1	区分6	469					
区分5		422						
区分4		389						

算定にあたって、体制届が必要

夜間支援等 体制加算	イ 夜間支援 体制加算(Ⅰ)	夜間支援対象者2人以下		夜間支援等 体制加算	ロ 夜間支援 体制加算 (Ⅱ)	夜間支援対象者4人以下		夜間支援体制加算(Ⅰ) が算定されて いる場合にの み算定可能
		区分4以上	672			夜間支援対象者5人	112	
		区分3	560			夜間支援対象者6人	90	
		区分2以下	448			夜間支援対象者7人	75	
		区分4以上	448			夜間支援対象者8人	64	
		区分3	373			夜間支援対象者9人	56	
		区分2以下	299			夜間支援対象者10人	50	
		区分4以上	336			夜間支援対象者11人	45	
		区分3	280			夜間支援対象者12人	40	
		区分2以下	224			夜間支援対象者13人	37	
		区分4以上	269			夜間支援対象者14人	34	
		区分3	224			夜間支援対象者15人	32	
		区分2以下	179			夜間支援対象者16人	30	
		区分4以上	224			夜間支援対象者17人	28	
		区分3	187			夜間支援対象者18人	26	
		区分2以下	149			夜間支援対象者19人	25	
		区分4以上	192			夜間支援対象者20人	23	
		区分3	160			夜間支援対象者21人	22	
		区分2以下	128			夜間支援対象者22人	21	
		区分4以上	168			夜間支援対象者23人	20	
		区分3	140			夜間支援対象者24人	19	
		区分2以下	112			夜間支援対象者25人	18	
		区分4以上	149			夜間支援対象者26人	18	
		区分3	124			夜間支援対象者27人	17	
		区分2以下	99			夜間支援対象者28人	16	
		区分4以上	135			夜間支援対象者29人	16	
		区分3	113			夜間支援対象者30人	15	
		区分2以下	90				15	
		区分4以上	122			ハ 夜間支援体制加算(Ⅲ)	10	
		区分3	102			夜間支援対象者15人以下	60	
		区分2以下	81			夜間支援対象者16人	56	
		区分4以上	112			夜間支援対象者17人	53	
		区分3	93			夜間支援対象者18人	50	
		区分2以下	75			夜間支援対象者19人	47	
		区分4以上	103			夜間支援対象者20人	45	
		区分3	86			夜間支援対象者21人	43	
		区分2以下	69			夜間支援対象者22人	41	
		区分4以上	96			夜間支援対象者23人	39	
		区分3	80			夜間支援対象者24人	37	
		区分2以下	64			夜間支援対象者25人	36	
		区分4以上	90			夜間支援対象者26人	34	
		区分3	75			夜間支援対象者27人	33	
		区分2以下	60			夜間支援対象者28人	32	
		区分4以上	84			夜間支援対象者29人	31	
		区分3	70			夜間支援対象者30人	30	
		区分2以下	56			夜間支援対象者15人以下	30	
		区分4以上	79			夜間支援対象者16人	28	
		区分3	66			夜間支援対象者17人	26	
		区分2以下	53			夜間支援対象者18人	25	
		区分4以上	75			夜間支援対象者19人	23	
		区分3	63			夜間支援対象者20人	22	
		区分2以下	50			夜間支援対象者21人	21	
		区分4以上	71			夜間支援対象者22人	20	
		区分3	59			夜間支援対象者23人	19	
		区分2以下	47			夜間支援対象者24人	18	
		区分4以上	67			夜間支援対象者25人	18	
		区分3	56			夜間支援対象者26人	17	
		区分2以下	45			夜間支援対象者27人	16	
		区分4以上	64			夜間支援対象者28人	16	
		区分3	53			夜間支援対象者29人	15	
		区分2以下	43			夜間支援対象者30人	15	
		区分4以上	61			夜間支援対象者15人以下	30	
		区分3	51			夜間支援対象者16人	28	
		区分2以下	41			夜間支援対象者17人	26	
		区分4以上	58			夜間支援対象者18人	25	
		区分3	48			夜間支援対象者19人	23	
		区分2以下	39			夜間支援対象者20人	22	
		区分4以上	56			夜間支援対象者21人	21	
		区分3	47			夜間支援対象者22人	20	
		区分2以下	37			夜間支援対象者23人	19	
		区分4以上	54			夜間支援対象者24人	18	
		区分3	45			夜間支援対象者25人	18	
		区分2以下	36			夜間支援対象者26人	17	
		区分4以上	51			夜間支援対象者27人	16	
		区分3	43			夜間支援対象者28人	16	
		区分2以下	34			夜間支援対象者29人	15	
		区分4以上	50			夜間支援対象者30人	15	
		区分3	42					
		区分2以下	33					
		区分4以上	48					
		区分3	40					
		区分2以下	32					
		区分4以上	46					
		区分3	38					
		区分2以下	31					
		区分4以上	45					
		区分3	38					
		区分2以下	30					
		区分4以上	45					
		区分3	38					
		区分2以下	30					

算定にあたって、体制届が必要

福祉専門職員配置等加算	イ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10	1日につき加算	
	ロ福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	7		
	ハ福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	4		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	800	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2)利用者が2人	500	
		(3)利用者が3人以上8人以下	400	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100			
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	39			
夜勤職員加配加算		149		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41		
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	360	1日につき加算	
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	180		
医療的ケア対応支援加算		120		
看護職員配置加算		70		
地域生活移行個別支援特別加算		670		
精神障害者地域移行特別加算		300		
強度行動障害者地域移行特別加算		300		
強度行動障害者体験利用加算		400		
通勤者生活支援加算		18		

個別支援計画に基づいて、算定可能

日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象者1人	539	1日につき加算	
		(2)日中支援対象者2人以上	270		
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	区分4、5、6 区分3以下		539 270
		(2)日中支援対象利用者2人以上	区分4、5、6 区分3以下		270 135
自立生活支援加算	入居中2回、退居後1回を限度とする	500			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	561	月1回を限度として加算		
	ロ 入院期間が7日以上	1122			
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満	187	1日につき加算		
	ロ 外泊期間が7日以上	374			
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	122	1日につき加算		
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	150			
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	76			
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	40	1日につき加算		
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	50			
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	25			

その他、届け出をすることによって、算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×86/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×86/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+所定単位×150/1,000
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×63/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×63/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+所定単位×110/1,000
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×35/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×35/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+所定単位×61/1,000
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※1	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+ハ(1)の90/100	
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+ハ(2)の90/100	
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+ハ(3)の90/100	
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※1	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+ハ(1)の80/100	
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+ハ(2)の80/100	
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+ハ(3)の80/100	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 ※2	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×10/1,000	
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき+所定単位×10/1,000	
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	1月につき+所定単位×23/1,000	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位×19/1,000	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位×16/1,000	

※1 ニ、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

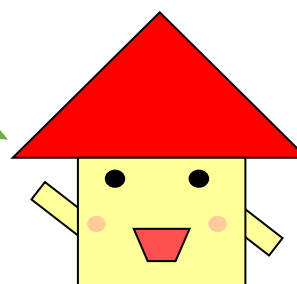
※2 令和2年度から継続して算定する場合のみ、令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

2. 地域区分別単位数単価表

地域区分	市町村名	単位数単価(単位:円)
3級地	成田市、印西市、千葉市	11.20
4級地	船橋市、浦安市、習志野市、袖ヶ浦市	10.96
5級地	市川市、松戸市、四街道市、佐倉市、八千代市、 市原市、栄町	10.80
6級地	木更津市、茂原市、柏市、我孫子市 鎌ヶ谷市、白井市、野田市、流山市、酒々井町	10.48
7級地	富津市、君津市、長柄町、長南町、東金市、 八街市、富里市、山武市、大網白里市	10.24
その他	上記以外の全市町村	10

※県内該当級地のみ記載

表内の単位数単価は令和3年度の情報です。
毎年変更がありますので、ご注意ください。




3. 指定申請に必要な書類一覧

番号	申請書及び添付書類	書式番号	新規指定	指定更新	変更届出				加算等		
					住居の追加	管理者	サビ管	事業所の定員	人員配置基準	夜間支援	福祉専門職員
1	指定申請書	様式第1号	○								
2	変更届出書	様式第2号			○	○	○	○			
3	指定更新申請書	様式第1号の2		○							
4	付表7	付表7その1・その2	○	○	○	○	○	○			
5	申請者の定款、寄付行為		○	○							
6	申請者の全部事項証明書（登記簿謄本）又は条例		○	○							
7	事業所及び共同生活住居の位置図		○	○	○						
8	共同生活住居の平面図（居室の面積（㎡）を記載したもの・写真添付）	参考様式1	○	○	○			△			
9	共同生活住居の設備・備品に係る一覧表（写真添付）	参考様式2	○	○	○			△			
10	管理者の経歴書	参考様式3	○	○		○					
11	サービス管理責任者の経歴書	参考様式3	○	○			○				
12	サービス管理責任者の実務経験証明書	参考様式4	○	○			○				
13	サービス管理責任者・相談支援従事者の資格証の写し	未受講者は別紙様式2	○	○			○				
14	運営規程	記載例（介護サービス包括型）	○	○	○			○			
15	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	参考様式6	○	○							
16	組織体制図		○	○							
17	財産目録		○	○							
18	事業計画書		○	○							
19	収支予算書		○	○							
20	就業規則の写し		○	○							
21	損害保険証書の写し		○	○	○			△			
22	賃貸借契約書の写し（賃借物件の場合） <u>（利用者にかかる家賃設定の根拠）</u>		○	○	○						
23	協力医療機関との契約の内容（契約書がある場合はその写し）	参考様式10	○	○							
24	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の内容	参考様式11	△	△							
25	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	参考様式7	○	○							
26	障害者総合支援法第36条第3号各号の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式8及び参考様式9	○	○		○					
27	サービス管理責任者、世話人、生活支援員の配置数の算定について	別紙様式3	○	○	○			△	○		○
28	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第6号その1・その	○	○	○			△	○	○	○
29	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	別紙1	○	○	○			△	○	○	○
30	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	別紙5-1	○	○	○	○		△	○	○	○
31	共同生活援助に係る体制	別紙12	○	○	○			△	○	○	○
32	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	別紙4									○
33	夜間支援等体制加算届出書	別紙27								○	
34	医療連携体制加算届出書	別紙32									
35	通勤者生活支援加算に係る体制	別紙29									
36	建物の安全性等の状況について	参考様式14	○	○	○						



(注) 表中、「○」は必須書類、「△」は必要に応じて提出していただく書類となります。

グループホーム開設までの流れ

※あくまで一例です。参考資料としてお使い下さい

大項目	中項目	内容	関係機関・ツール
 基本的な制度の理解と情報収集 マニュアル P1	障害福祉の歴史や制度の理解	障害のある方への公的支援の歴史は、「措置から契約へ」「施設から地域へ」という流れをたどってきています。そういった障害者に関する公的制度やサービスの生い立ちや最近の動向について、理解しておきましょう。 (措置制度→支援費制度→障害者自立支援法→障害者総合支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害福祉のしおり」…各市町村の障害福祉担当課 ●「障害福祉サービスの利用について」…全国社会福祉協議会
	グループホーム制度の理解	グループホーム制度は、入所施設や訓練施設とは異なる目的で開始されました。障害のある方の住まいであり、社会参加のための場であるということを理解しておくことが大切です。 障害福祉やグループホームに関する研修に参加するなど、情報収集に努めましょう。 福祉サービス事業とはサービス提供に対して公的な報酬を受けるものです。そのため、行政機関の指導を受けることになりますので、常に適切な支援が行えるような体制を持つことが不可欠です。	<ul style="list-style-type: none"> ●「グループホームのページ」…千葉県障害福祉事業課HP ●日本グループホーム学会のHP
	地域資源の把握	障害のある方の生活はグループホームだけでは支えられません。地域の様々な人や機関との関係が不可欠です。まずは、地域にどんな資源があるのかを知っておきましょう。 (福祉事業所、医療機関、行政サービス、民間サービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害福祉のしおり」…各市町村の障害福祉担当課 ●「地域資源マップ」…各市町村の障害福祉担当課 ●「障害福祉サービス等情報検索」…WAMNET(ワムネット)のHP ●社会福祉協議会、障害者相談支援事業所

28

 制度や法律の理解と事業のイメージ化	理念・目的の明確化 (なぜグループホームを始めたいと思ったのか)	グループホームは障害のある方の住まいです。事業として始めたからには長期的に継続することが求められます。「なぜグループホームを始めようと思ったのか」、「どのような方にどんな支援をしたいのか」という思いや理念、目的をしっかり確認することが事業継続には欠かせません。 グループホームの対象者は、すべての障害、すべての障害支援区分であり、対象者が多岐にわたります。そのため、運営形態や支援内容は事業所ごとに大きく異なります。同時に入居希望者のニーズも多様です。自分の作りたいグループホームのイメージを固めることで、開設に必要な資源や情報などが見えてきます。 場合によっては、他事業(通所系や訪問系など)から始める方法や既存のグループホームに職員として勤務して経験を積むことから始める方法もあります。	
	グループホームや日中活動の見学	まずは、近隣のグループホームの見学をお願いしてみましょう。グループホームの運営形態は多様ですので、複数のグループホームを見学できるとよいでしょう。 また、入居者の生活は日中活動場所と密接な関係となります。グループホームだけでなく、日中の活動場所の見学もしましょう。 (就労継続・移行支援、生活介護、精神科デイケア、介護保険によるデイサービスなど)	
	具体的なグループホームの運営形態の明確化 マニュアル P2~3 P5~9	自分の持つ理念や目的をもとに、具体的なグループホームの運営形態についてイメージをしましょう。 ○どのような障害のある方を対象にするのか。 ○どのような支援に力を入れるのか。(自立の支援、重度障害者への対応、医療的ケアの提供、精神科病院退院者の受け入れ、など) ○どのような支援体制を組むのか。(介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型、サテライト型) (食事提供の有無、夜間支援体制(夜勤、宿直、電話対応)など) ○どのような地域で開設するのか。(交通の便、人口密度、近隣との距離、など) ○どのような物件を活用するのか。(戸建て、アパート、マンション)(新築、中古)(賃貸、購入) これらをイメージすることで、毎月の報酬額や年間の収支、必要な職員数、物件の選び方や必要な改修についてイメージができます。一般的に、入居者が暮らしやすいと感じるよう暮らし方を話し合いながら決めていくには、2~5人程度が適当と思われるます。	
	より細かい制度の理解や情報の収集	地域のグループホームに関連する情報を収集し、地域にどんなグループホームが求められているのかを把握しましょう。 (グループホーム数、ニーズの傾向、家族会、市町村の整備への意向など) グループホームを始めるためには、複数の法律や制度に適合する必要があります。それぞれの法律や制度の基準等について正しく理解しておくことが不可欠です。 (障害者総合支援法、消防法、建築基準法、都市計画法、バリアフリー法、労働基準法など)	<<地域の情報やニーズに関するもの>> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の障害福祉担当課 ●相談支援事業所 ●通所施設、入所施設 ●精神科病院 ●当事者団体、家族会

 制度や法律の理解と事業のイメージ化	マニュアル P10～16 事業化するためのビジョン	<p>消防法…建物の火災予防に関する法律。グループホームの形態により、誘導灯や 防災製品、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備が必要となります。</p> <p>建築基準法…建物の構造や設備、用途などを定める法律。既存の建物でグループホーム事業を行う場合や大規模な改修を伴う場合は、建築基準法に基づく用途変更が必要になる場合があります。</p> <p>都市計画法…街を秩序立てて整備することを目的とする法律。地区によって用途地域が定められており、それぞれ建築が可能となる条件が定められているため、新築する場合は注意が必要です。</p> <p>バリアフリー法…新築及び大規模な改修を行ってグループホームを開設する場合等に関係します。具体的にはスロープの設置、車イス用トイレの設置、廊下幅の拡張などが必要な場合があります。</p> <p>イメージした具体的な運営形態に基づき、必要な職員数や初期費用などを試算してみましょう。物件自己資金、また、入居者をイメージして、大まかな収支計画の予測を立ててみましょう。補助金や助成金を受けるには、事前の手続きが必要です。活用を検討する場合は、余裕をもって動きましょう。</p> <p>事業には法人格が必要です。法人種別による違いがあるので、それぞれの特徴や必要な社員数、費用等を確認しましょう。 (主な法人格:NPO法人、株式会社、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人社団など) NPO法人を検討される場合、千葉県庁にNPO法人設立の相談窓口があるので、一度相談してみましょう。法人設立には時間がかかります。無理のないスケジュールを立てましょう。 法人設立メンバー内において、事業開始から事業継続の意思確認をしておきましょう。</p>	<p>《障害者総合支援法に関するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「障害福祉に関する条例」…「グループホームのページ」千葉県障害福祉事業課HP ●「事業者ハンドブック指定基準編」…中央法規 ●「グループホーム設置運営マニュアル」…日本グループホーム学会HP <p>《消防法や建築基準法その他に関するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の消防署担当課 ●「社会福祉施設の消防用設備等に関する消防法令改正の概要」…日本消防設備安全センター違反是正支援センターHP ●「グループホームの防火対策Q&A」…日本グループホーム学会HP ●土木事務所、建築指導課 ●労働基準監督署 <ul style="list-style-type: none"> ●「NPO法人設立の手引き」…千葉県環境生活部 県民生活・文化課 NPO法人班 ●「公的補助金」…千葉県障害福祉事業課事業支援班 ●「福祉貸付事業」…福祉医療機構 ●「民間団体の助成金」…公益財団法人助成財団センターHP等
具体的な相談と準備	市町村への相談 (障害福祉担当課) 千葉県庁への相談 (障害福祉事業課) マニュアル P4 連携施設の確保 人材確保のイメージ マニュアル P7～9、43 入居予定者の確保	<p>グループホームに関する計画やニーズを確認しましょう。自分の考えている事業計画を説明しましょう。</p> <p>事業所として許可を受けるためには、様々な条件があります。指定申請書類の作成も必要です。許可を受けるために必要なことや書類作成に必要な手続きを把握しておきましょう。 (定款、職員、資格保有者、入居予定者、福祉事業所との連携体制、協力医療機関など)</p> <p>賃貸物件を活用する場合、開設支援費が受けられる場合があります。開設の3ヶ月前までに申請する必要がありますので、早めに相談しておきましょう。</p> <p>公的補助金の活用を検討される場合は、1～2年ほどかけて手続きを踏むことになります。作成する書類も非常に多くなりますので、事前の相談と無理のないスケジュールを組みましょう。</p> <p>許可を受ける上では、福祉事業所との連携体制が必要です。グループホームを運営していく上で、職員の育成や緊急時の対応などについて相談できる他事業所との連携体制を取ることになります。近隣の福祉事業所の中から、グループホーム開設にあたって協力していただける事業所について早めに検討しましょう。連携先としては、グループホームや入所施設を運営している事業所が望ましいです。</p> <p>開設に必要な職種を把握し、人材確保を検討しましょう。特に、サービス管理責任者は指定のサービス管理責任者研修修了者でなければいけませんので、予定している人の資格や経験年数、業種などを確認しましょう。</p> <p>事業開始後は入居者数に関わらず、一定の世話人の配置が求められます。事前に入居を予定する方については慎重に検討しましょう。入居希望者の把握が難しい場合は、入居希望者について関係機関に問い合わせをしましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村による障害福祉計画 ●障害福祉事業課事業支援班(グループホームの指定) ●障害福祉事業課事業支援班(補助金)  <ul style="list-style-type: none"> ●近隣のグループホーム事業所、入所型施設 ●福祉人材センター ●公共職業安定所(ハローワーク) ●市町村の障害福祉担当課、相談支援事業所、通所事業所、入所事業所、精神科病院、当事者団体、家族会など

<p>資金計画</p> 	<p>初期費用と事業開始後の運営収支</p> <p>マニュアル P17～21 P24～26</p>	<p>事業を開始するにあたり、運営が継続していけるようなプランニングが非常に重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報酬算定の仕組みを正しく理解し、該当する報酬や加算を把握しましょう。 ○自己資金と初期費用のバランスを考えましょう。 ○毎月の収入と支出を具体的に想定してみましょう。 ○借入を行う場合、償還計画に無理がないか、十分に検討しましょう。 ○5年後10年後の運営についても想定してみましょう。 ○家賃、食材費、光熱水費など、入居者の負担が極力低くなるよう、十分に検討・工夫しましょう。 <p>事業開始後、サービス提供に対する報酬を受け取るまでに3ヶ月程かかります。その間は収入がない状態となるので、注意しましょう。</p>	
<p>物件</p> 	<p>生活環境</p> <p>マニュアル P1、P10 p11</p> <p>土地・建物</p> <p>マニュアル P10～16</p>	<p>グループホームは、障害のある方が一人の地域住民として地域の中で生活を送る「住まい」です。自分らしい生活を送るための資源が整っているか、近隣の環境を確認しましょう。(コンビニ、商店街、駅、バス停、銀行、郵便局、公的施設、病院、通所事業所、日中活動の場、段差など)</p> <p>グループホームは入居者の社会参加を支援する住まいであり、住まいと職場は分離されていることが求められます。それゆえ、通所事業所や病院の敷地内にグループホームを設置することは原則認められていません。設置する環境において、入居者の生活が職住分離されているかの確認をしましょう。</p> <p>障害者総合支援法では、グループホーム実施にあたり建物等の設備について要件が定められています。また、建築基準法や消防法、都市計画法などでも土地や建物に関する要件が定められています。検討している土地や建物がそれらに適合しているかを確認しましょう。</p> <p>《土地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地目を確認しているか。(農地の場合、転用許可が必要) ○用途地域や接道要件は事業実施にあたって支障はないか。 ○災害時に被害を受けるリスクは高いか。 <p>《建物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居者の個別の生活が送れるような構造となっているか。(他入居者が自由に出入りできない、職員が業務で部屋に出入りしないなど) ○建築確認があるか、またはおりの予定か。 ○必要な消防設備は備わっているか ○避難経路について確認しているか。 ○既存建物の耐震性は確保されているか。 ○入居者が高齢化したり重度化した場合など、長期的な視点で建物の活用を想定できているか。 <p>これらはあくまで一部の要件となります。何かしらの要件を満たさない場合、グループホームとしての活用ができないこともあります。具体的な土地や建物の活用については、必ず千葉県障害福祉事業課や建築指導部署、消防署などに事前の相談を行い、土地や建物の購入は慎重に行いましょう。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ●千葉県障害福祉事業課 ●消防署 ●土木事務所(特定行政庁の場合、各市の建築指導部署) ●ハザードマップ ●不動産バンク ●空き家バンク ●公営住宅(県営・市営) 
<p>地域</p>	<p>町内会や近隣住民へのごあいさつ</p>	<p>必要なことは地域住民の同意ではなく、関係づくりです。グループホームそのものの説明も含め、町内会等への挨拶を行いましょう。また、事業開始後も地域の方への日頃の挨拶等、一地域住民として当たり前の付き合い、自然な関係を築きましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●開設地域の町内会、自治会長、民生委員など 
<p>人材</p> 	<p>人材の確保</p> <p>マニュアル P7～9、43</p> <p>職員の育成</p>	<p>県の許可を受けるには、人材を確保しておく必要があります。入居する方や事業所としての体制をイメージし、それらに応じた必要な職員の募集と確保を行いましょう。人員配置基準はあくまで最低ラインであり、基準を満たした上で余裕を持った配置ができるようにしましょう。</p> <p>※グループホームの主な職員:管理者、サービス管理責任者(所定の経験年数と研修受講が必要)、世話人、生活支援員</p> <p>※この他、夜間の支援体制として職員を配置する場合には夜間に勤務可能な職員の確保が必要になる等、事業所としての体制により、必要とされる職員が変わります。</p> <p>職員採用にあたり、雇用に関する書類作成や手続きを行いましょう。通常の雇用契約の他、業務委託契約の例があります。</p> <p>また、雇用する上では就業規則の作成や労働災害保険等の加入が必要となります。</p> <p>事業を開始する前の事前研修が重要です。グループホームの制度に関すること、入居者の支援(障害に対する基本的理解)に関する研修の情報を集め、受講できるよう手配しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共職業安定所(ハローワーク) ●福祉人材センター ●知人  <ul style="list-style-type: none"> ●各圏域の障害者グループホーム等連絡協議会 ●千葉県障害福祉事業課HP ●社会福祉協議会HP

運営の準備	運営方法、書類の整備	<p>契約に基づくサービスを提供する上で、契約書類や業務用の書類、記録等の様式は重要です。事業開始後イメージして、具体的に検討していきましょう。</p> <p>(必要な書式一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用契約書 ○重要事項説明書 ○運営規程 ○個別支援計画書 ○支援日誌 <p>グループホームの許可を受けるためには、事前に必要な物品や設備をそろえる必要があります。家具や電化製品、消防設備など、必要なものを確認しましょう。事業開始後の報酬請求や県からの各通知の受取りにインターネット回線が必要です。事前に使用できるようにしておきましょう。</p>	 <p>●「グループホームのページ」…千葉県障害福祉事業課HP</p>    
	指定申請書の提出 マニュアル P4、P27	<p>許可を受けるためには、事業開始日の前月の15日まで(10月1日開始なら9月15日)に書類を揃えて、千葉県健康福祉部障害福祉事業課事業支援班へ提出し、受理されることが必要です。この時点で、事業開始のための準備がすべて整っていることが必要です。申請書類は多岐にわたります。不足があると計画通りに事業開始できない可能性があるため、県庁への相談を複数回行えるような余裕を持って提出を行いましょう。</p> <p>※書式掲載URL(千葉県健康福祉部障害福祉事業課事業支援班) [https://www.pref.chiba.lg.jp/shouji/service/grouphome/index.html]</p>	
入居者	入居までの流れ	<p>グループホームを利用するには、担当市区町村から「共同生活援助」のサービス支給決定を受けていることが必要です。</p> <p>サービスの支給決定を受けるには、担当市区町村の障害福祉担当課窓口における手続きが必要となります。市町村の判断や審査会の開催頻度により、1か月～3か月ほどかかる場合もありますので、ご注意ください。</p> <p>入居を予定している方の手続きが済んでいるかなどを確認しましょう。事業開始が正式に決まったら、見学や体験利用を行っていただきます。</p> <p>○主な利用手続きの手順(一例) 利用申請→認定調査→相談支援専門員と面談→支給決定→担当者会議→契約→体験利用→本入居→定期的なモニタリング</p>	<p>●担当市町村の障害福祉窓口 (入居希望者の所属する市町村となります)</p> <p>●相談支援事業所</p> <p>●医療機関</p> 
事業スタート!	事業所内の体制作り	<p>入居者への支援方法や支援計画等について、職員間で共通理解できるような体制を作りましょう。日々の支援記録は非常に重要です。職員間でしっかり認識できるようにしましょう。(連絡ノートの活用、定期的な世話人会議の開催など)</p> <p>グループホームの運営は、通所事業所や医療機関、相談支援事業所など、外部機関との連携が非常に重要となります。スムーズな連絡調整や連携ができるよう、事業所内で工夫しましょう。</p>	 
	職員の育成	<p>グループホームは、1人や2人など少人数で支援にあたる機会が多く、場合によっては、支援内容について振り返る機会が持ちづらくなります。意識的に職員同士で支援内容の振り返りや検討する時間を作りましょう。</p> <p>外部機関による研修や勉強会、交流会などに参加することで、日々の支援を振り返り、新たな気づきを得ることができます。圏域のグループホーム連絡協議会や日本グループホーム学会に入会するなどして、外部研修などに積極的に参加できるようにしましょう。</p>	<p>●各圏域の障害者グループホーム等連絡協議会</p> <p>●日本グループホーム学会</p> <p>●千葉県障害福祉事業課HP</p> <p>●千葉県社会福祉協議会HP</p> 
	利用料の徴収や国保連への請求 マニュアル P17	<p>契約書や重要事項説明書に基づき、月々の利用料を請求し、徴収後は領収証を発行します。食費など実費分のみを請求となるものは、余剰分の返還を定期的に行います。国保連への請求は、サービス提供月の翌月10日までになります。請求内容に誤りがなければ、翌々月に報酬が入ります。</p>	<p>●千葉県国民健康保険団体連合会</p> 
	実地指導	<p>公的な事業である障害福祉サービス事業を行う上で、公的な機関による指導や監査を受けることとなります。実地指導調書などを参考に、適正な運営や支援が行えるよう、心がけましょう。</p>	<p>●監査指導課</p> <p>●「実地指導調書」</p>

5. 用語解説

	用語	説明
Ⅲ 1	指定申請	指定基準を満たした事業所が事業を開始するために行う手続き
	指定基準	グループホーム事業を開始するために満たすべき基準
Ⅲ 2	常勤	勤務時間が、当該事業所等において定められている常勤の従業員の勤務すべき時間数に達していること(一般的に週40時間)
	常勤換算方法	従業員の勤務延べ時間数を、当該事業所等において常勤の従業員が従事すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業員の員数に換算する方法(例:常勤者が週40時間の場合、週32時間勤務の人は $32\text{時間} \div 40\text{時間} = 0.8$ 人となる)
	専従、専ら従事する、専ら提供に当たる	原則として、サービス提供時間帯を通して指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう
	共同生活住居	複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を有する1つの建物のこと。ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸を共同住宅として捉える
	居室	廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区別されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められない。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室がふすまで仕切られている場合は、この限りではない
Ⅲ 3	寄宿舍	建築基準法において定められる特殊建築物
	共同住宅	
	児童福祉施設等	
	特殊建築物	建築基準法第2条2項に定められる用途で使用される建築物。防災上、環境・衛生上、特段の配慮の必要性が高く、次のような特性を持つ建築物。 【不特定多数の者の用に供する、多数の者が就寝の用に供する、火災発生のおそれや可燃物の量が多い、周囲に及ぼす公害等の影響が大きい】 その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものについて、建築確認申請を必要とする(建築基準法第6条1項)。
	建築確認	建築主が建築物の着工に先立って、その建築物が建築関連法規に適合しているかどうかについて、建築計画の段階で建築主事または国土交通大臣の指定を受けた指定確認検査機関に審査、確認を受ける
	検査済証	建築主事等による検査にて建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していると認められたときに交付される。用途を変更するときに必ず必要になる

<p>Ⅲ 3</p>	<p>類似の用途</p>	<p>建築基準法施行令第137条17に規定される、下記の各号内が類似の用途となる</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 劇場、映画館、演芸場 二 公会堂、集会場 三 診療所（患者の収容施設があるものに限る）児童福祉施設等 四 ホテル、旅館 五 下宿、寄宿舍（共同住宅は入らない） 六 博物館、美術館、図書館 七 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー 十 待合、料理店 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ
<p>Ⅲ 4</p>	<p>防火管理者</p>	<p>防火管理者とは、防火業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格（※）が必要。防火管理者は管理権原者に指示を求め、従業員に指示を与える必要もあるので、管理的・監督的地位にある人を、選任する（管理権原者が防火管理者を兼任することが出来る）。</p> <p>※「防火管理資格者講習を修了した者、都道府県知事、消防長、総務大臣の登録を受けた法人」または「防火管理者として必要な学識経験者」</p>
<p>Ⅲ 4</p>	<p>パッケージ型自動 消火設備</p>	<p>一般的なスプリンクラーと同様の性能でコンパクト、費用は低く抑えられます。壁や天井への穴あけなど、建物への負担を少なく抑え設置することが出来ます。</p> <p>各居室に設置するパッケージ型自動消火設備。ユニットごとにパッケージ型自動消火設備を設置し各居室まで配管を伸ばしていく方法があります。</p>
<p>Ⅲ 4</p>	<p>防火管理業務 （関連用語）</p>	<p>消火計画の作成と届出、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火器の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理など</p>
<p>Ⅲ 4</p>	<p>管理権原者 （関連用語）</p>	<p>防火管理に必要な建物・施設の管理について権限を有する人。通例、事業所の代表者・経営者などがあたる。管理権原者は、防火管理者を選任の上、防火管理に必要な業務を行わせねばならない</p> <p>※管理権原者は、遅滞なく建物を所管する消防長への「防火管理者の選任、又は解任の届け」をしなければならない</p>
<p>Ⅳ 1</p>	<p>報酬単位</p>	<p>入居者一人につき、事業報酬として収入となる金額の基準の値</p>
<p>Ⅴ 2</p>	<p>個別支援計画</p>	<p>入居者一人一人に対し作成する。本人の希望や目標を基に、グループホームにおいて行う支援についての計画。</p>

加算各種	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	世話人又は生活支援員(以下、世話人等)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が35%以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が支援を行った場合、1日につき所定の単位数を加算する。
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	世話人又は生活支援員(以下、世話人等)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が25%以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が支援を行った場合、1日につき所定の単位数を加算する。
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が支援を行なった場合、1日につき所定の単位数を加算する。ただし、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は算定しない。 ① 世話人等について、常勤の割合が75%以上であること ② 常勤の世話人等について、3年以上従事している従業者の割合が30%以上であること
	看護職員配置加算	当該指定共同生活援助事業所等の職務に専従する看護職員を、常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。複数の共同生活住居を有する場合、常勤換算方法により看護職員の数人が1人以上かつ、利用者20人に対して1人以上の看護職員配置が求められる。 ○以下の支援を行うものとする。 ① 利用者に対する日常的な健康管理 ② 医療ニーズが必要な利用者への看護提供等 ③ 定期又は緊急時における医療期間との連絡調整及び受診等の支援 ④ 看護職員による常時の連絡体制の確保 ⑤ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意 また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については医療連携体制加算(医療連携体制加算Ⅳを除く)との併給はできない。
	夜間支援等体制加算(Ⅰ)	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めたグループホームにおいて、夜間支援対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算。 ※同日・同住居において(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算できない。
	夜間支援等体制加算(Ⅱ)	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めたグループホームにおいて、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算。
	夜間支援等体制加算(Ⅲ)	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めたグループホームにおいて、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算。
	夜間支援等体制加算(Ⅳ～Ⅵ)	夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定している事業所が、更に夜勤を行う夜間支援従事者を加配した場合に算定可能。

加算各種	夜勤職員加配加算	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に定める夜勤支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の①から③までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について算定する。</p> <p>①複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>※日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>②加配される夜間支援従事者の業務は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に定められる夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p>
	重度障害者支援加算（Ⅰ）	<p>次の①から③の要件を満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、支援を行った場合に算定する。</p> <p>※外部サービス利用型は算定不可。</p> <p>①対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること</p> <p>②サービス管理責任者又は生活支援員として配置される者のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第2号）修了者であること。また、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること</p> <p>③生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第3号）修了者である事。</p>
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	<p>次の①から③の要件を満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対し、支援を行った場合に算定する。</p> <p>※外部サービス利用型は算定不可。</p> <p>①対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること</p> <p>②サービス管理責任者又は生活支援員として配置される者のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること</p> <p>③生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者である事。</p>

加算各種	日中支援加算 (Ⅰ)	高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、生活支援員又は世話人を加配し、対象利用者に対し日中に介護等の支援を行った場合に、日中支援対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する（日中支援加算（Ⅱ）の対象利用者数を含む）。ただし日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。
	日中支援加算 (Ⅱ)	以下のいずれかに該当し、生活支援員又は世話人を加配し、対象利用者に対し日中に介護等の支援を行った場合であって、その日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定。指定事業所ごと、日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する（日中支援加算（Ⅰ）の対象利用者数を含む）。 ・支給決定されている以下の日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき〔生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〕 ・サービス等利用計画もしくは共同生活援助計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に位置付けて以下を計画的に利用している者が、利用することとなっている日にその利用ができないとき〔地域活動支援センター／介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するものもしくは介護予防通所リハビリテーション／精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアもしくは精神科デイ・ナイト・ケア〕 ・就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき ※指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合1月の日中支援が2日を超える場合、2日を超える期間について、1日につき所定の単位数を加算。
	自立生活支援 加算	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合には、加算しない。
	入院時支援特別 加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、指定事業所の従業者が、個別支援計画に基づき、病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び日常生活上の支援を行なった場合、1月に1回を限度として、入院期間に応じ所定の単位数を算定。 ① ※入院日数には入院初日と最終日は含まない（下記加算も同様）
	長期入院時支援 特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、指定事業所の従業者が、個別支援計画に基づき病院等を訪問し、病院等との連絡調整及び日常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間が2日を超える場合、2日を超える期間について、1日につき所定の単位数を加算。 ※継続して入院している者については入院日から3ヶ月に限る。 ※「入院時支援特別加算」が算定される月は算定しない。
	帰宅時支援加算	利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定の単位数を算定する。 ※外泊日数には外泊初日及び最終日は含まない（下記加算も同様）

加 算 各 種	長期帰宅時支援 加算	<p>利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅において外泊した場合に、1月の外泊期間が2日を超える場合、2日を超える期間について、1日につき所定の単位数を加算。</p> <p>※継続して外泊している者については、外泊した日から3ヶ月に限る。</p> <p>※「帰宅時支援加算」が算定される月は算定しない。</p>
	地域生活移行 個別支援特別 加算	<p>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定事業所を利用することとなった者を対象とする。加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定の配置を求めるものではなく、加算対象者受け入れ時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により適切な支援を行なうことが可能であること。</p> <p>支援内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者からの聞き取り、経過記録や行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援が組み込まれた共同生活援助計画の作成 ・指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催 ・日常生活や人間関係に関する助言 ・医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 ・日中活動の場における緊急時の対応 ・その他必要な支援 <p>以上の要件を満たす場合に、当該利用者に対し1日につき所定の単位数を加算する。</p>
	精神障害者地域 移行特別加算	<p>運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するもとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、上記資格者が精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、個別支援計画を作成し、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援を行った場合に1日につき所定の単位数を加算する。</p> <p>※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>
	強度行動障害者 地域移行特別 加算	<p>指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していたものであって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、強度行動障害判定基準表において10点以上であり、厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、強度行動障害支援者養成研修修了者等が地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定の単位数を加算する。</p> <p>※重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>

加算各種	医療連携体制加算（Ⅰ）	<p>医療機関との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定の単位数を加算。</p> <p>※精神科訪問看護指導料等の算定対象となる利用者については算定しない。（下記加算も同様）</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅱ）	<p>医療機関との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が2名以上の利用者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定の単位数を加算。</p> <p>※1時間以上2時間未満の支援の場合適用。</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅲ）	<p>医療機関との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定の単位数を加算。（看護職員1人1日当たり）。</p> <p>※2時間以上の支援の場合適用</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅳ）	<p>医療機関との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定の単位数を加算。</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅴ）	<p>医療機関との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅵ）	<p>喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>
	医療連携体制加算（Ⅶ）	<p>指定共同生活援助事業所等において配置された正看護師により、当該事業所において以下の体制が整備されている場合に所定の単位数を加算（訪問看護ステーション等、他事業所との併任配置可、準看護師は不可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師に24時間常時連絡可能な体制・重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居時に入居者又は家族等に対し当該指針の内容を説明し、同意を得る体制・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等を想定 <p>※これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要</p> <p>※看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>

加算各種	医療的ケア対応支援加算	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。 ※重度障害者支援加算（I）又は医療連携体制加算が算定される場合は、算定しない。
	通勤者生活支援加算	指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。
	強度行動障害者体験利用加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ※重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	以下①、②のいずれにも該当する指定事業所において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ①視覚障害者等である利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害※又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については当該利用者数に2を乗じて得た数）が、全利用者の30%以上 ※次のアからウのいずれかに該当する者 ア. 視覚障害者 身体障害者手帳1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる障害を有する者 イ. 聴覚障害者 身体障害者手帳2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 ウ. 言語機能障害者 身体障害者手帳3級に該当し日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 ②視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者※を加配、常勤換算方法で利用者数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業所 ※次のア、イいずれかに該当する者 ア. 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ. 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

減算各種	大規模住居等減算	<p>共同生活住居の入居定員の規模に応じ、所定単位数を減算する。</p> <p>○ 介護サービス包括型 共同生活住居の入居定員が8人以上：基本単位数の95%を算定 共同生活住居の入居定員が21人以上：基本単位数の93%を算定 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員が21人以上（サテライト型住居の入居定員を含む）：基本単位の95%を算定</p> <p>○ 日中サービス支援型 共同生活住居の入居定員が21人以上：基本単位数の93%を算定 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員が21人以上：基本単位の95%を算定</p> <p>○ 外部サービス利用型 共同生活住居の入居定員が8人以上：基本単位数の90%を算定 共同生活住居の入居定員が21人以上：基本単位数の87%を算定</p>
	サービス提供職員欠如減算	<p>指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、所定単位数を減算する。</p> <p>1割を超えて欠如：その翌月から 1割未満の範囲内で欠如：その翌々月から 人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、基本単位数の70%を算定。</p>
	サービス管理責任者欠如減算	<p>指定基準により配置すべきサービス管理責任者が欠如した場合、所定単位数を減算する。</p> <p>その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算適用 1月目～4月目：基本単位数の70%を算定 5月日以降：基本単位数の50%を算定</p>
	個別支援計画未作成減算	<p>共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、所定単位数を減算する。</p> <p>減算適用1月目～2月目：基本単位数の70%を算定 3月日以降：基本単位数の50%を算定</p>
	身体拘束廃止未実施減算	<p>身体拘束等に係る記録を行っていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から1日につき5単位を減算する。</p>
	複数の減算事由について	<p>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。</p>

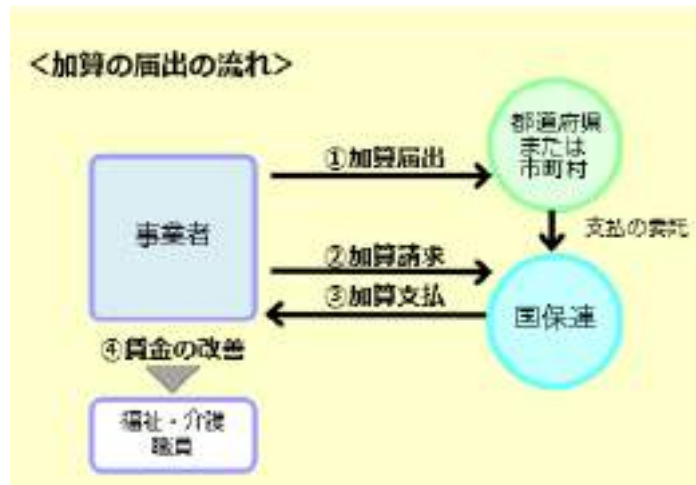
<参考> 「福祉・介護職員処遇改善加算」について

福祉・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

■福祉・介護職員処遇改善加算は、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。

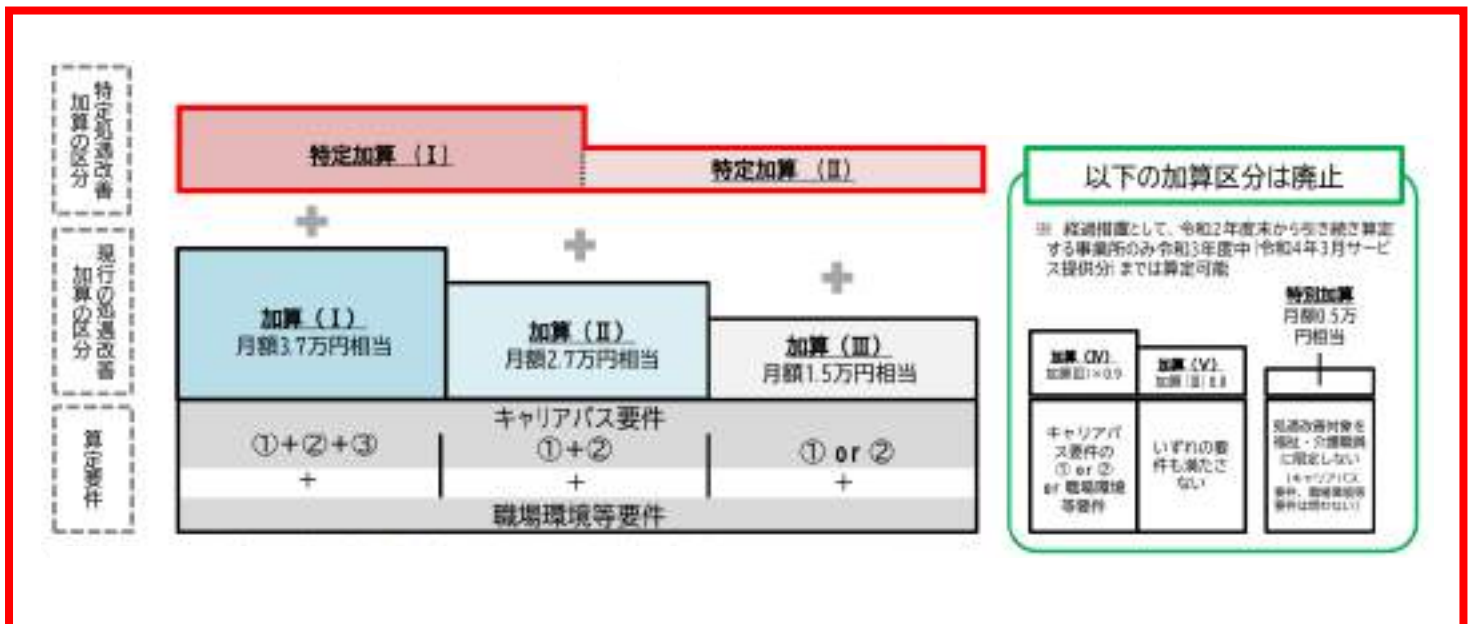
■事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。

支払の委託を受けた国保連は事業者に加算（報酬）を支払い、事業者は福祉・介護職員に賃金の改善を行います。



■福祉・介護職員処遇改善加算各種と、申請のために必要な要件は以下のとおりです。

申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。



▼「キャリアパス要件」：ⅠとⅡとⅢの3種類の要件があります。

Ⅰ 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること

Ⅱ 資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること

Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

▼「職場環境等要件」：処遇改善の取組みについて福祉・介護職員への周知が必要です。

(例) 資質の向上-研修の受講と人事考課との連動など

職場環境、処遇の改善、子育てとの両立を目指す人のための育児休業制度などの充実、事業所内保育施設の整備など

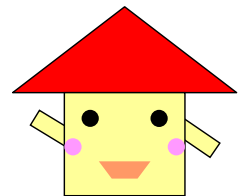
※千葉県 HP「[福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について](#)」を参照してください。

加算の取得によって、介護職員の方への賃金を増やすことができます。

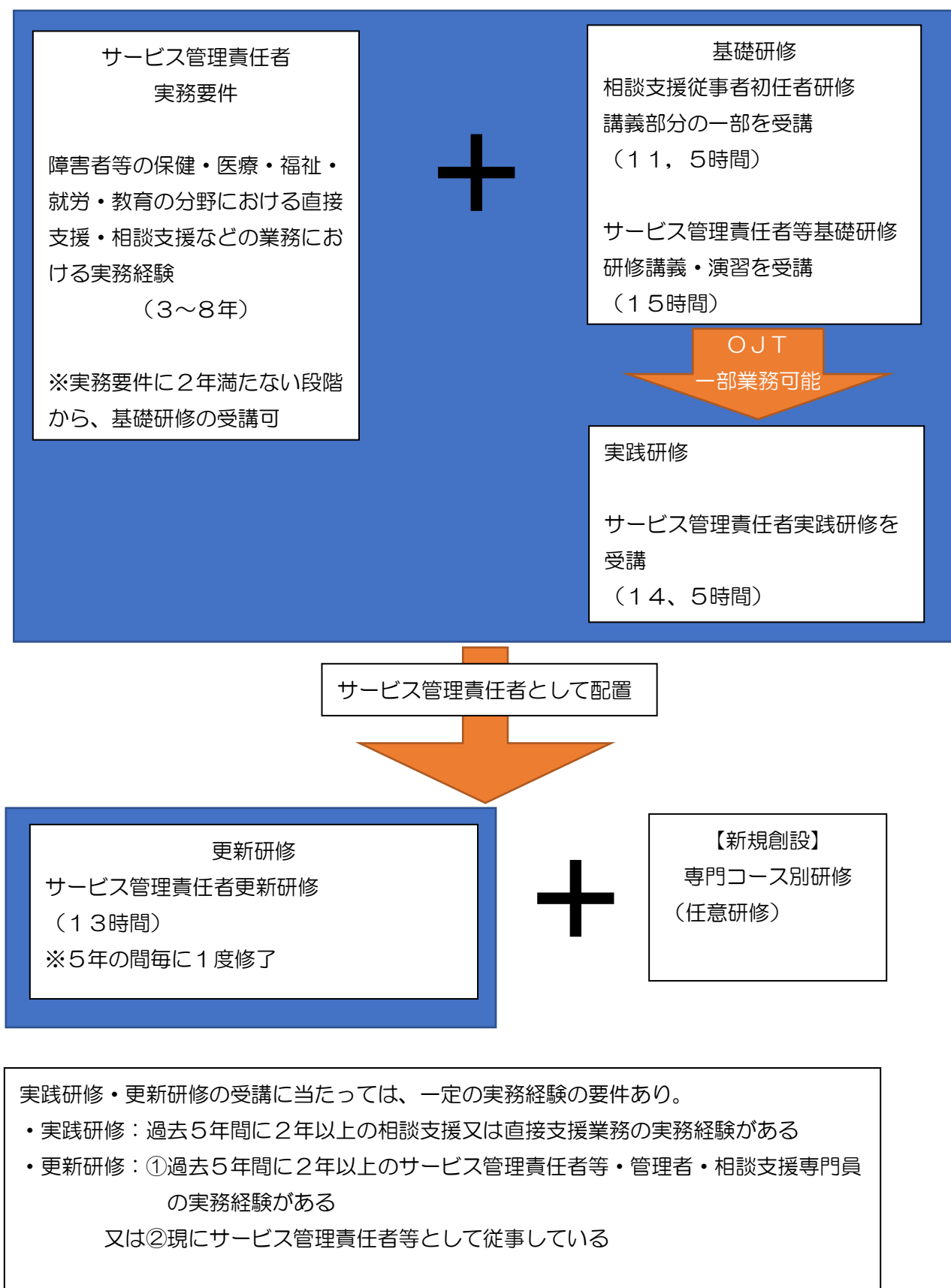
事業所として算定要件を満たすかどうか確認してみてください。

※加算の算定要件の確認と算定申請には、福祉・介護職員処遇改善計画書と、就業規則・給与規定などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

詳しくは各自治体の障害福祉の担当部署にお問合せください。



サービス管理責任者の研修体系



このマニュアルを作成するにあたり、下記文献等を参考にさせていただくとともに、千葉県健康福祉部障害福祉事業課をはじめ、関係機関の皆様にご協力いただきました。

【参考文献・ホームページ】

■厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

■千葉県庁ホームページ

- ・「障害のある人のグループホーム（共同生活援助）」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/service/grouphome/index.html>

- ・「障害者グループホームに関する各種手続（事業者向け）」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/service/grouphome/index.html>

- ・「障害者福祉に関する各種手続（障害者総合支援法）」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>

■障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

<http://www.jgh-gakkai.com/index.html>

■日本消防設備安全センター

違反是正支援センター

- 「社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令の改正の概念」

http://www.fesc.or.jp/ihezesei/data/images/pdf/fukushi_bouka2.pdf

■「障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編／指定基準編 2020 年度版」

中央法規出版

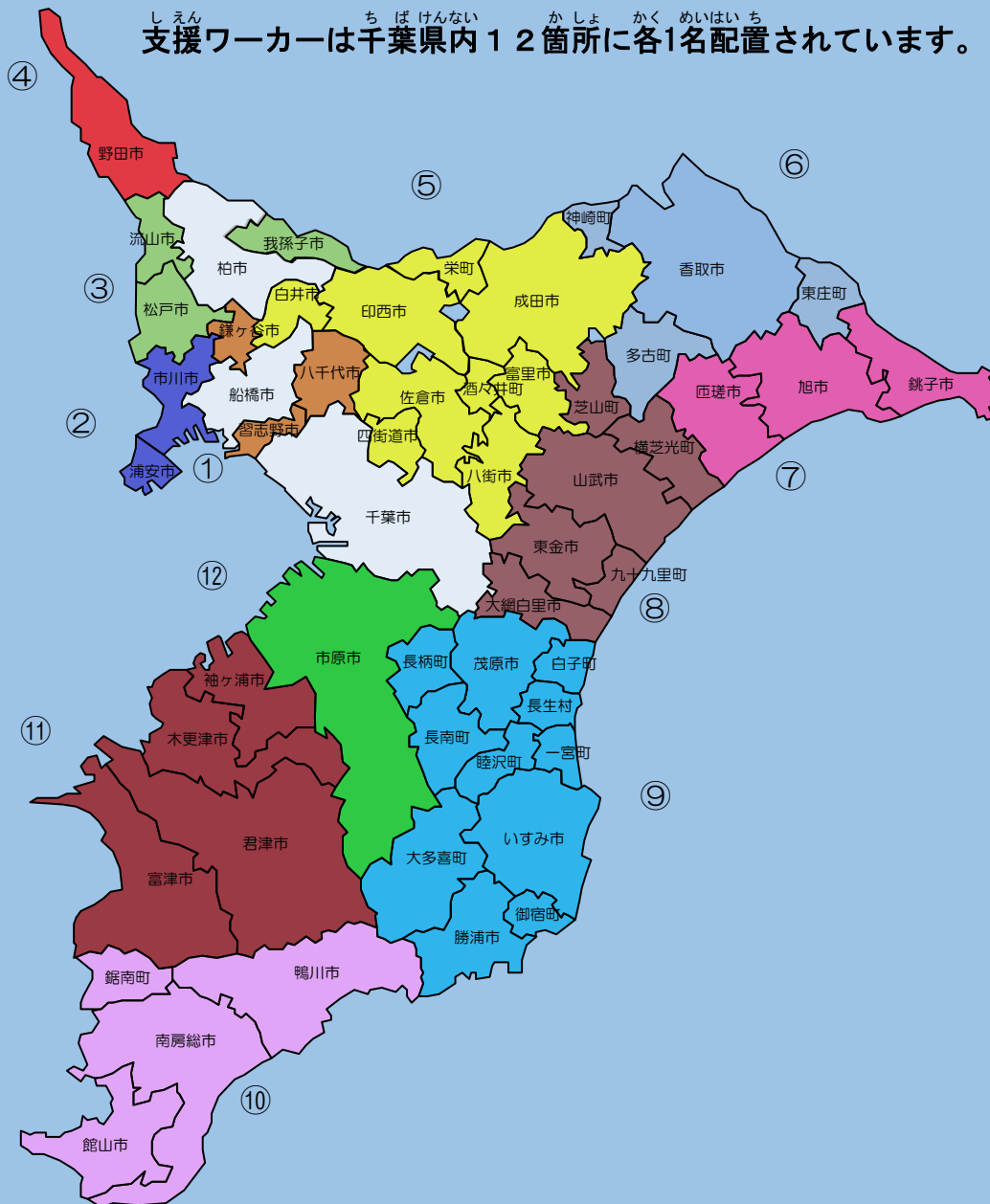
発行：千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

発行日：令和3年7月



と あ さき いちらん 問い合わせ先 一覧

支援ワーカーは千葉県内12箇所に各1名配置されています。



①	けいゆうかい 啓友会	090-2177-8690	⑦	かいそう 海匠ネットワーク	0479-60-2578
②	がじゅまる	047-300-9500	⑧	さんネット	0475-77-7531
③	えるあいサポート	047-710-9955	⑨	いすみ 夷隅ひなた	0470-60-9123
④	NOMADO (ノマド)	047-127-3847	⑩	ひだまり	0470-28-5667
⑤	すけっと	043-308-6325	⑪	きみつ 君津ふくしネット	0439-27-1482
⑥	かとりしょうがいしゃしえん 香取障害者支援センター	0478-79-6919	⑫	ふくし いちはら福祉ネット	0436-23-5300
ちば けんちょう しょうがいふくし じぎょうか 千葉県庁 障害福祉事業課				043-223-2308	